

第46回 埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議 次第

日時 令和3年9月27日(月)

15時00分～16時30分

会場 庁議室

1 開会

2 議事

新型コロナウイルス感染症 現状の分析・評価と今後の対応

3 閉会

配布資料一覧

- 1 出席者名簿
- 2 ご議論いただきたいポイント
- 3 配席図
- 4 埼玉県新型コロナウイルス専門家会議設置要綱
- 5 説明資料1 PCR検査等の現状
- 6 説明資料2 陽性率の推移
- 7 説明資料3 陽性者数と退院・療養終了者数の推移
- 8 説明資料4 病床使用率の推移
- 9 説明資料5 年齢別内訳
- 10 説明資料6 感染経路内訳（発表日ベース）
- 11 説明資料7 人口10万人あたりの新規陽性者数等（1週間ごと）
- 12 説明資料8 ステージ指標の推移について
- 13 説明資料9 発症日別分析等

- 14 説明資料 10 新型コロナウイルスワクチンについて
- 15 説明資料 11 社会福祉施設の感染状況 等
- 16 説明資料 12 人流の状況について
- 17 説明資料 13 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に係る要望について
- 18 説明資料 14 埼玉県における「まん延防止等重点措置」等に基づく協力要請について
- 19 説明資料 15 まん延防止等重点措置適用区域検討
- 20 説明資料 16 10月1日以降の県立学校の対応
- 21 説明資料 17 入院患者とフェーズ移行について
- 22 説明資料 18 埼玉県における抗体カクテル療法実施状況と保健所における積極的疫学調査について
- 23 説明資料 19 酸素ステーションの体制再構築
- 24 説明資料 20 ワクチン接種 若者へのPR

埼玉県新型コロナウイルス専門家会議出席者名簿

【委員（敬称略 五十音順）】

池田 一義	一般社団法人埼玉県商工会議所連合会 会長（WEB 参加）
金井 忠男	埼玉県医師会 会長
小谷野 和博	埼玉県中小企業団体中央会 会長（WEB 参加）
近藤 嘉	日本労働組合総連合会埼玉県連合会 会長（WEB 参加）
坂木 晴世	国際医療福祉大学大学院 准教授（WEB 参加）
讚井 将満	自治医科大学附属さいたま医療センター 副センター長（WEB 参加）
松田 久美子	埼玉県看護協会 会長
光武 耕太郎	埼玉医科大学国際医療センター 教授（WEB 参加）
三村 喜宏	埼玉県商工会連合会 会長（WEB 参加）

【県側参加者】

大野 元裕	知事
高田 直芳	教育長（WEB 参加）
安藤 宏	危機管理防災部長（WEB 参加）
山崎 達也	福祉部長（WEB 参加）
関本 建二	保健医療部長
星 永進	保健医療部 参事
本多 麻夫	保健医療部 参事
板東 博之	産業労働部長（WEB 参加）
村田 暁俊	都市整備部長（WEB 参加）
岸本 剛	衛生研究所 副所長

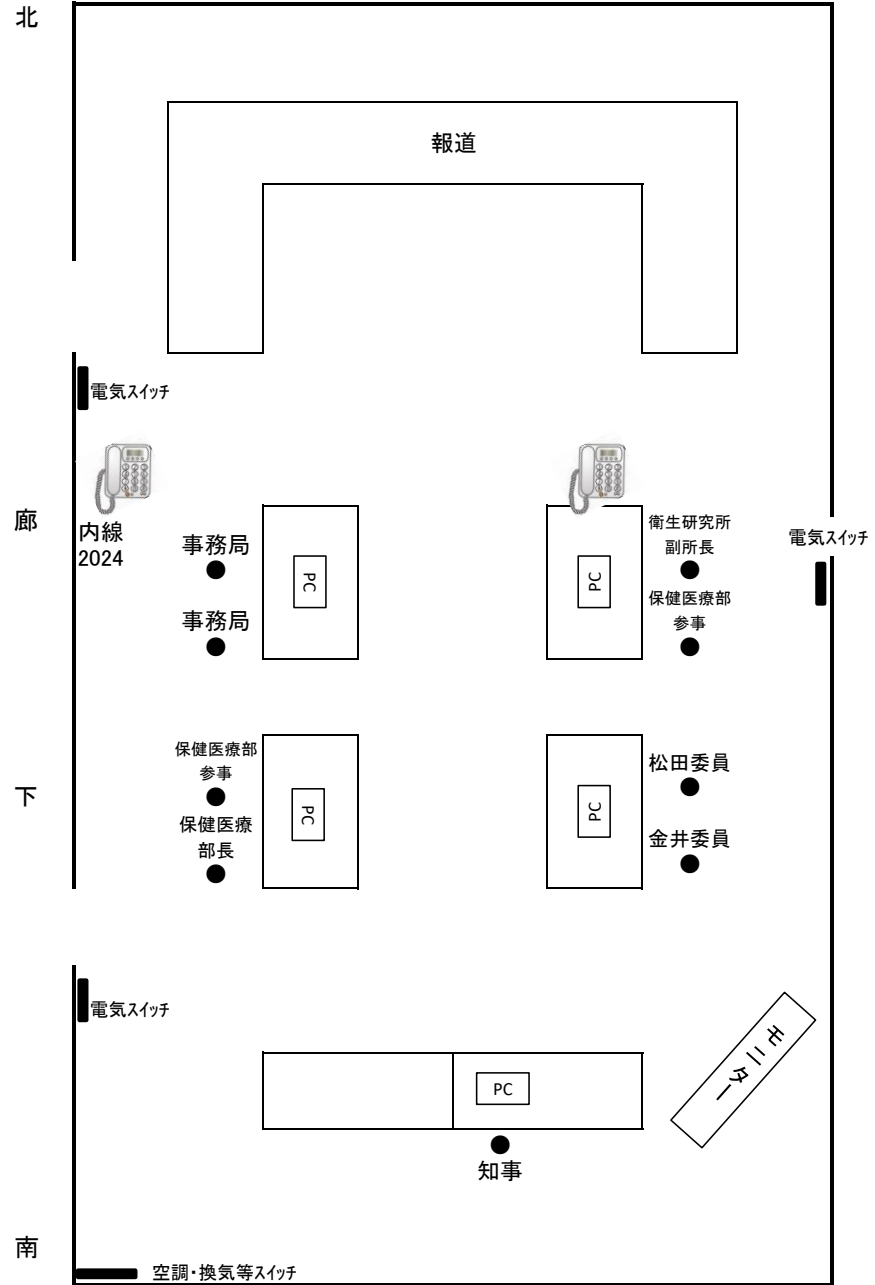
ご議論いただきたいポイント

埼玉県現状分析・評価を踏まえた今後の対応について

ア 現状の分析・評価

イ 埼玉県における10月1日以降の措置について

庁議室配席図



埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議設置要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症等の発生状況等を踏まえ、本県の実情に合った対策を検討するために、県内外の専門家からなる「埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議」(以下「専門家会議」という。)を設置する。

(項目)

第2条 専門家会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等に関する県の医療体制に関すること
- (2) 今後取り組むべき感染拡大防止策に関すること
- (3) その他必要とする項目に関すること

(組織)

第3条 専門家会議は、別表1、2に掲げるメンバーをもって構成する。

2 主宰は知事が行う。

3 主宰に事故あるとき又は主宰が欠けたときは、主宰があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 専門家会議は主宰が招集し、意見を聴く項目を提示し、会の進行を行う。

2 新型コロナウイルス感染症特別措置法に基づく措置等、感染拡大防止策のうち、県内経済に重大な影響を及ぼす項目に対する意見を聴取する場合には、別表1に加え別表2のメンバーを招集し会議を開催する。

(会議の公開・非公開)

第5条 専門家会議は原則非公開とする。

(事務局)

第6条 専門家会議の庶務は、保健医療部保健医療政策課において処理する。ただし、別表2のメンバーに係る庶務は、産業労働部産業労働政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、主宰が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月27日から施行する。
附則
この要綱は、令和3年4月8日から施行する。
附則
この要綱は、令和3年4月30日から施行する。
附則
この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係) (五十音順)

岡部 信彦	川崎市健康安全研究所 所長
金井 忠男	埼玉県医師会 会長
川名 明彦	防衛医科大学校 教授 ＜内科学（感染症・呼吸器）＞
坂木 晴世	国際医療福祉大学大学院 准教授 ＜医療福祉学研究科 保健医療学専攻 看護学分野＞ 感染症看護専門看護師
讃井 将満	自治医科大学附属さいたま医療センター 副センター長
竹田 晋浩	かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長
松田 久美子	埼玉県看護協会 会長
光武 耕太郎	埼玉医科大学国際医療センター教授 ＜感染症科・感染制御科＞

別表2（第3条関係）（五十音順）

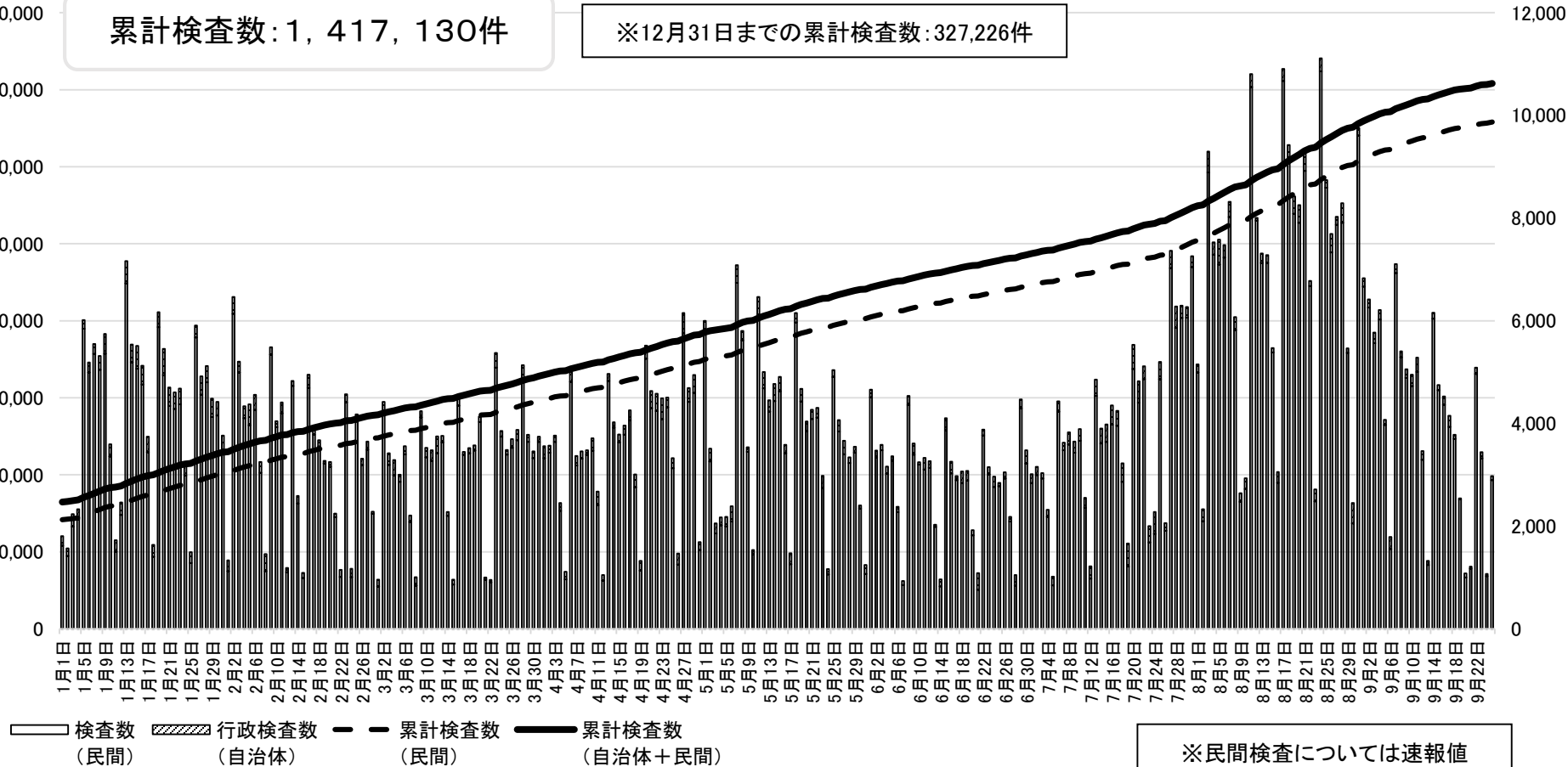
池田 一義	一般社団法人埼玉県商工会議所連合会会長
小谷野 和博	埼玉県中小企業団体中央会会長
近藤 嘉	日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長
三村 喜宏	埼玉県商工会連合会会長

PCR検査等の現状

資料 1

累計検査数: 1, 417, 130件

※12月31日までの累計検査数: 327,226件

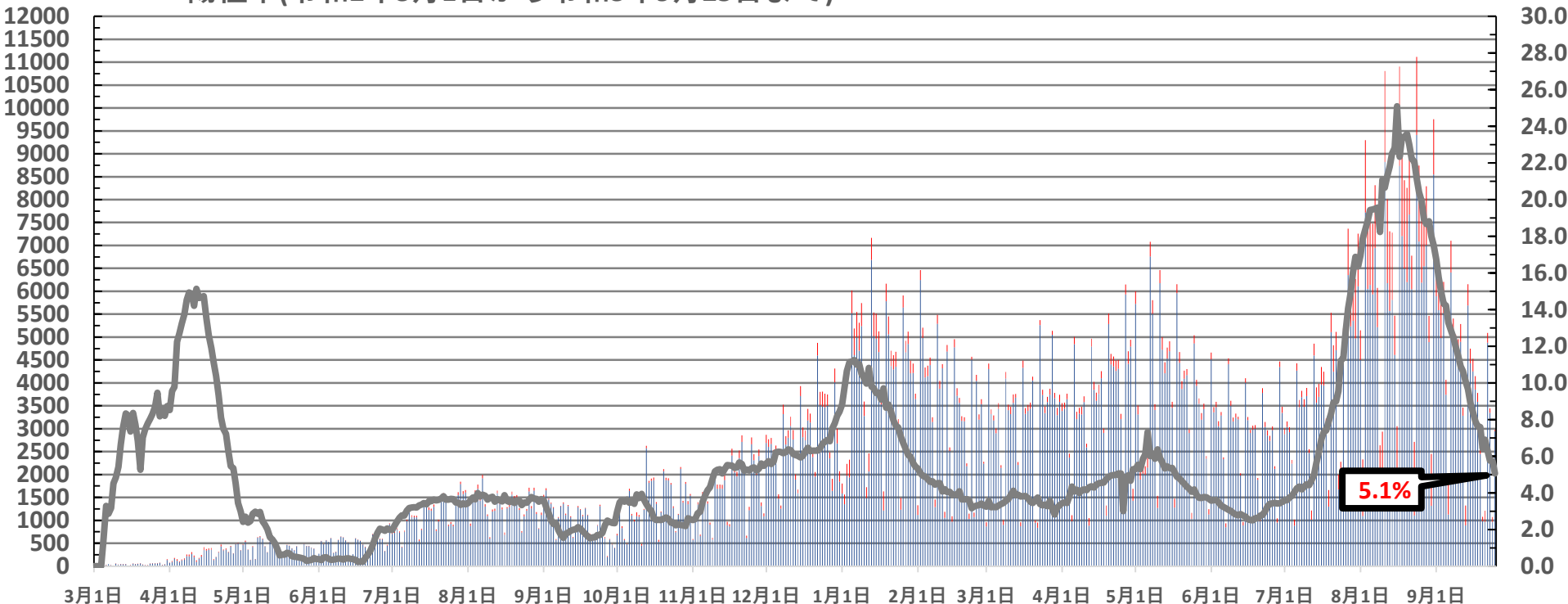


陽性率の推移

資料 2

陽性率(令和2年3月1日から令和3年9月25日まで)

■ 陰性 ■ 陽性 — 移動平均



※陽性率は、民間検査の検査人数が報告されるまでのタイムラグなど日々の結果のばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、移動平均の値を使用。

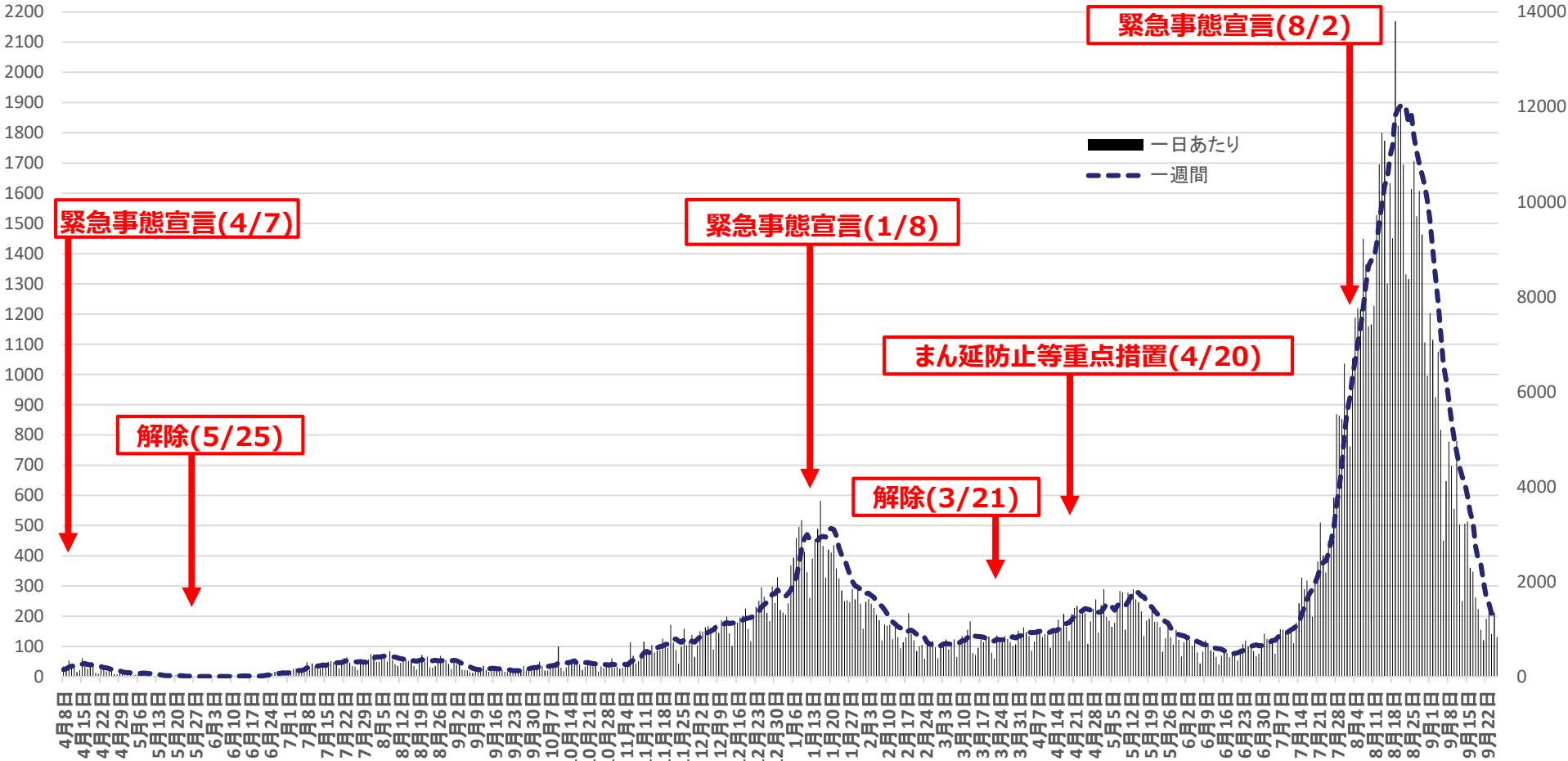
「過去7日間に判明した陽性者数」を「過去7日間に判明した陽性者数と陰性者数の和」で除した値を、その日の「陽性率(移動平均)」としている。

※民間検査分は速報値であるため、遡って数値を修正する場合がある。

※陰性確認のための検査は含まれていない。

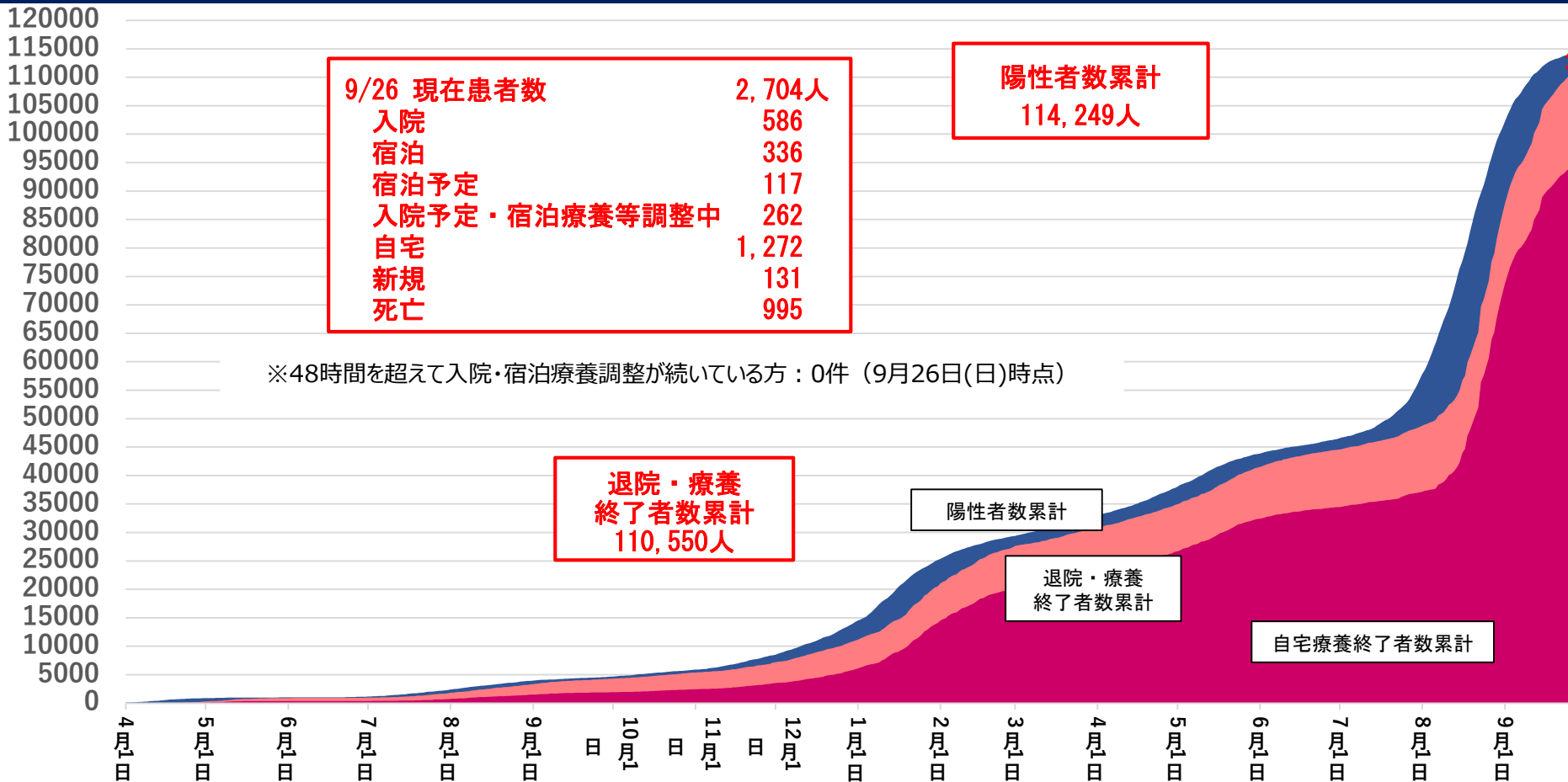
陽性者数の推移(日別)

資料 3



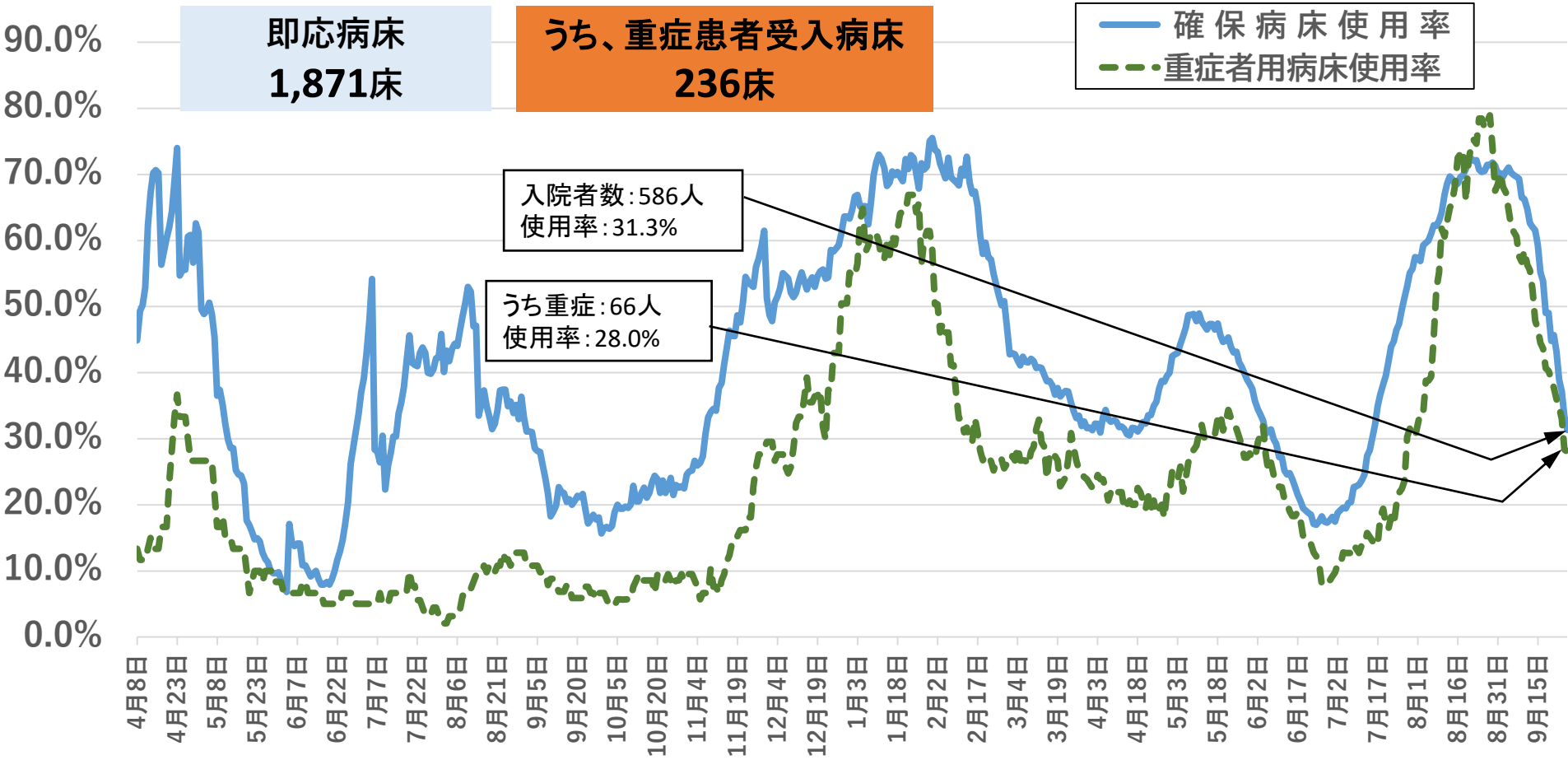
陽性者数と退院・療養終了者数の推移(累計)

資料 3-1



病床使用率の推移

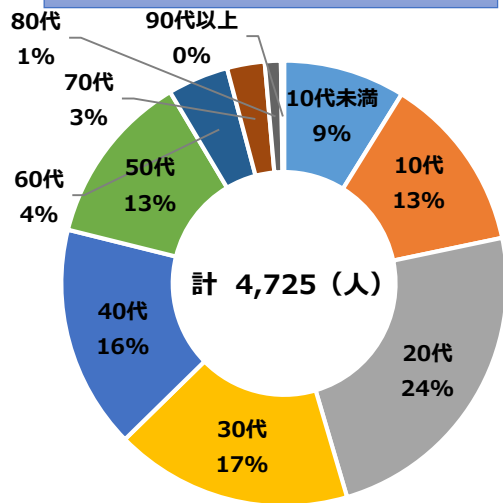
資料 4



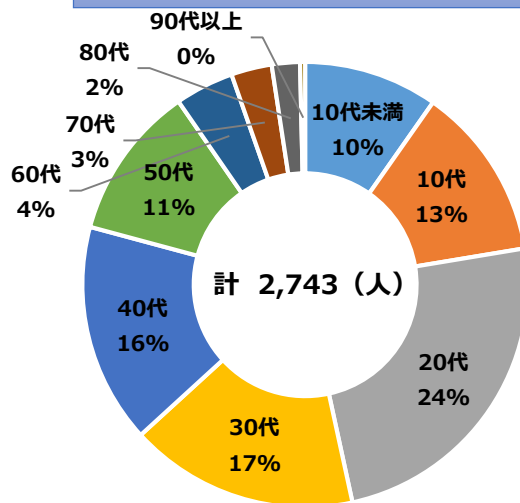
3週間の発生動向について(年齢別)

資料5

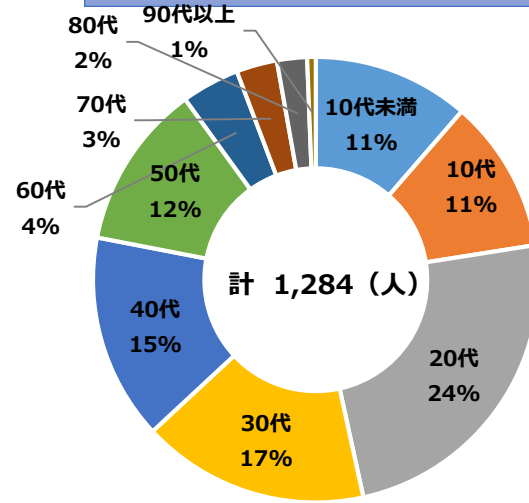
①9月5日～9月11日



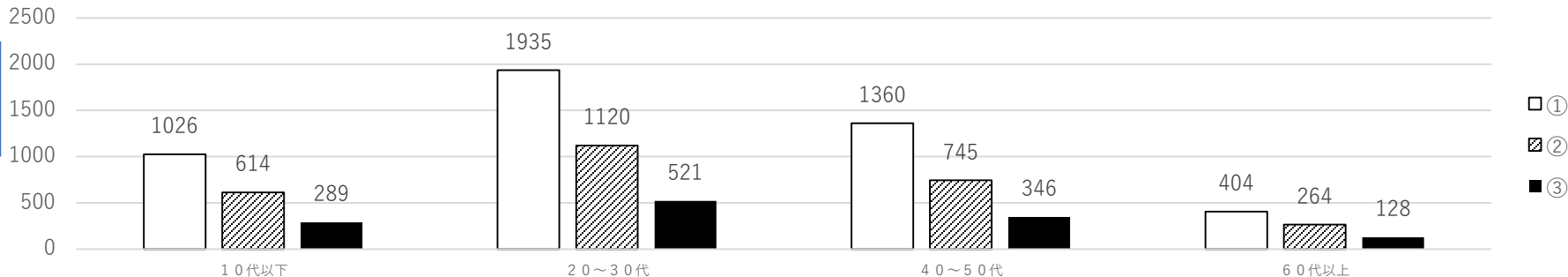
②9月12日～9月18日



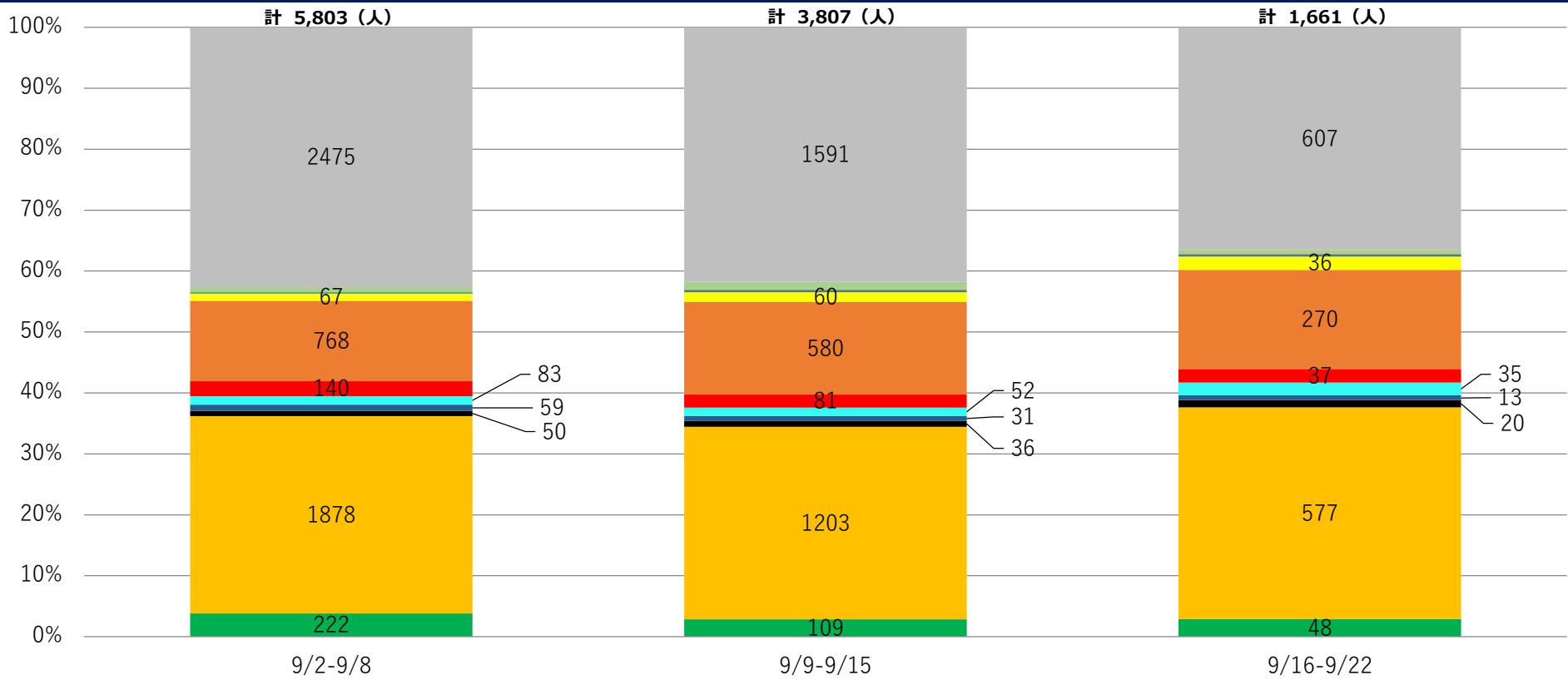
③9月19日～9月25日



実数



感染経路推移【1週間ごと・構成比】(発表日ベース)



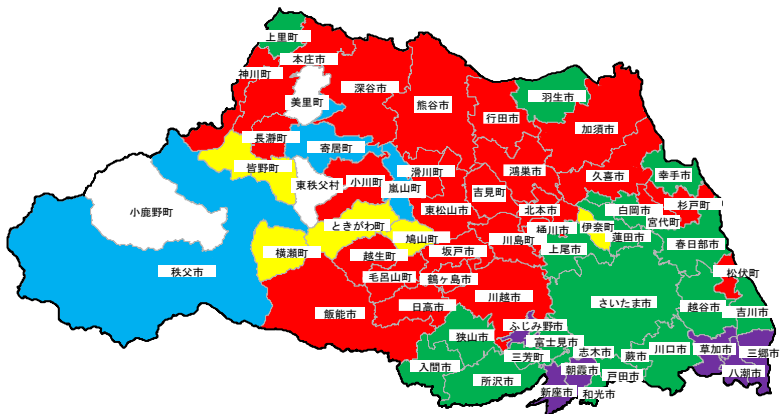
※以下の理由で感染経路「不明」の割合が増加した。

- ①積極的疫学調査の縮小、重点化
- ②さいたま市、越谷市発表分の詳細情報が未達なため

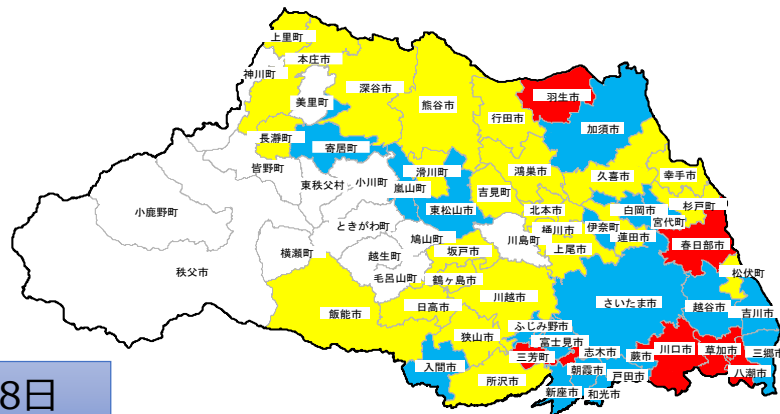
人口10万人あたりの新規陽性者数(1週間ごと)

資料7

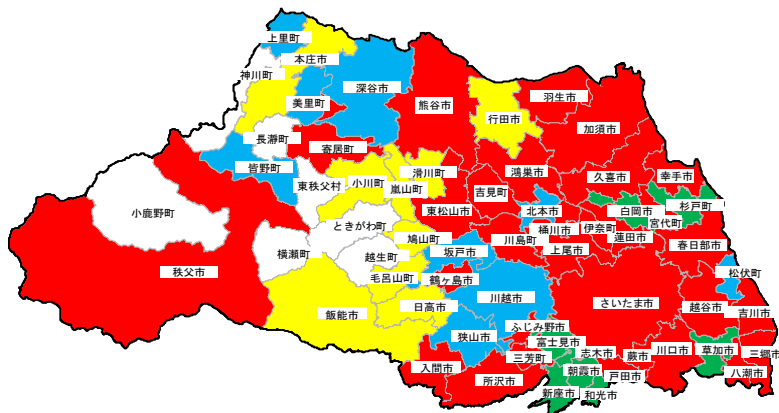
9月5日～9月11日



9月19日～9月25日



9月12日～9月18日



(人口10万人あたりの人数)



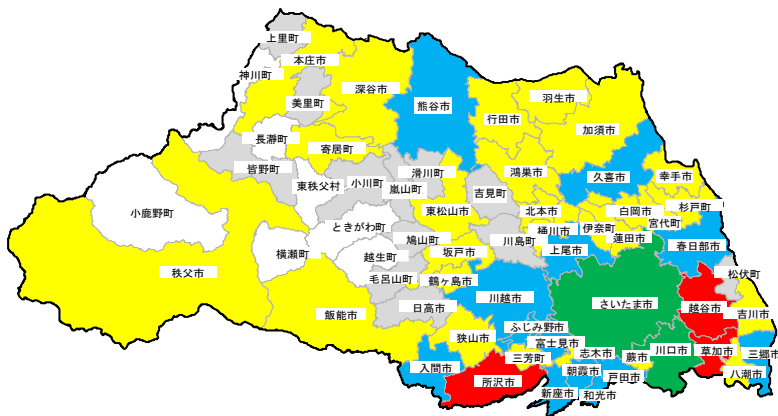
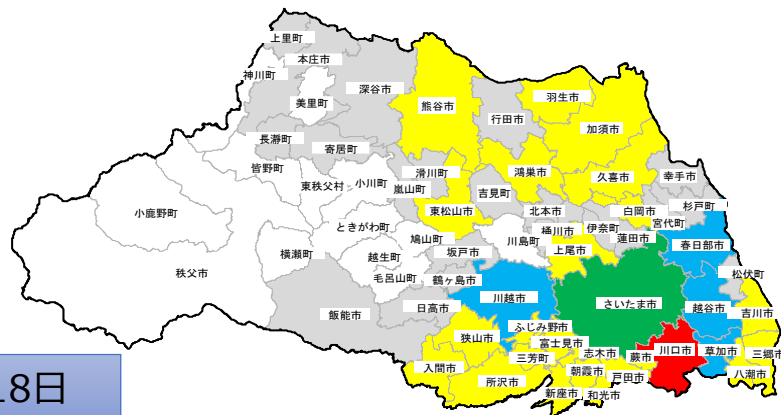
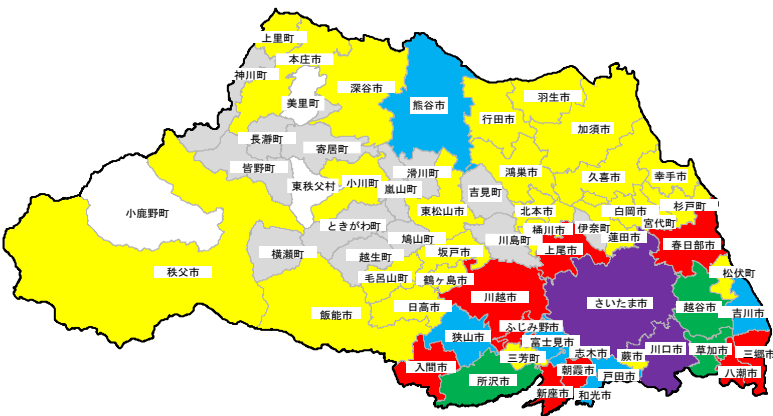
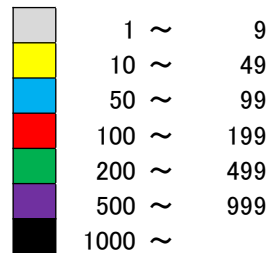
市町村別新規陽性者数(1週間ごと)

9月5日～9月11日

9月19日～9月25日

9月12日～9月18日

(新規陽性者数)



埼玉県の感染動向の推移について(ステージ指標)

資料 8

	ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	9月12日	9月19日	9月26日
病床全体使用率	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)	62.6% (1,162/1,855)	49.0% (916/1,868)	31.3% (586/1,871)
入院率	40%以下 (25%以下)	12.4% (1,175/9,469)	17.7% (916/5,168)	21.7% (586/2,704)
重症病床占有率	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)	55.5% (131/235)	40.3% (95/236)	28.0% (66/236)
療養者数	人口10万人当たりの 全療養者数20人以上 (30人以上)	129.0人 (9,469人)	70.4人 (5,168人)	36.8人 (2,704人)
PCR検査陽性率 (※ 1 週間の平均)	5% (10%)	10.6%	7.6%	5.1% ※9月25日の数値
新規報告数	15人/10万人/週以上 (25人以上)	60.1人 (4,412人)	33.6人 (2,463人)	16.2人 (1,191人)
感染経路不明割合	50%	47.4%	44.9%	45.2%
※参考 実効再生産数	※計算式 =(直近7日間の新規陽性者数/その前 の7日間の新規陽性者数)^(5日※/7 日)※平均世代時間を5日と仮定	0.703	0.659	0.595

ステージ指標1都3県比較（0926時点）



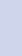





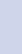




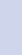






資料8-1

	医療提供体制などの負荷			療養者数	監視体制 PCR陽性率	感染の状況		
	病床のひっ迫具合					新規報告数	※参考 直近1週間と 先週1週間の 比較	感染経路 不明割合
	病床全体	うち重症者用病床	入院率					
ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)		40%以下 (25%以下)	人口10万人当たり の全療養者数 20人以上 (30人以上)	5%以上 (10%以上)	1週間 10万人当たり 15人以上 (25人以上)	直近1週間が 先週1週間より 多い	50%以上
埼玉県	31.3% (586/1,871)	28.0% (66/236)	21.7%	36.8人	5.1%	16.2人	0.48	45.2%
東京都	23.6% (1,553/6,583)	※1 (25.6%) (129/503)	33.4%	33.4人	4.7%	18.2人	0.44	58.6%
神奈川県	37.1% (741/2,000)	48.6% (102/210)	33.5%	24.0人	12.8%	16.4人	0.44	54.4%
千葉県	28.3% (418/1,476)	29.7% (44/148)	27.2%	24.5人	8.0%	14.8人	0.47	76.9%

※各自治体HP等による ※1 東京都の定義による重症者数を計上

政府における緊急事態措置解除の考え方

資料 8 - 2

	指標	9月12日	9月19日	9月26日
病床全体利用率	50%未満	62.6% (1,162/1,855) 	49.0% (916/1,868) 	31.3% (586/1,871) 
重症病床利用率	50%未満	55.5% (131/236) 	40.3% (95/236) 	28.0% (66/236) 
入院率	改善傾向にあること	12.4% (1,175/9,469) 	17.7% (916/5,168) 	21.7% (586/2,704) 
重症者数 (※ 1週間の平均)	継続して減少傾向であること	137.0人 	106.6人 	79.9人 
中等症者数※1 (※ 1週間の平均)	継続して減少傾向であること	860.6人 	679.9人 	442.1人 
自宅療養者数及び療養 等調整中の合計値※2	人口10万人あたり60人に向 かって確実に減少していること (大都市圏)	104.2人 (7,647人) 	57.9人 (4,252人) 	28.9人 (2,118人) 
救急搬送困難事案※3	減少傾向 (大都市圏)	358件 (8/30~9/5) 	316件 (9/6~9/12) 	337件 (9/13~9/19) 

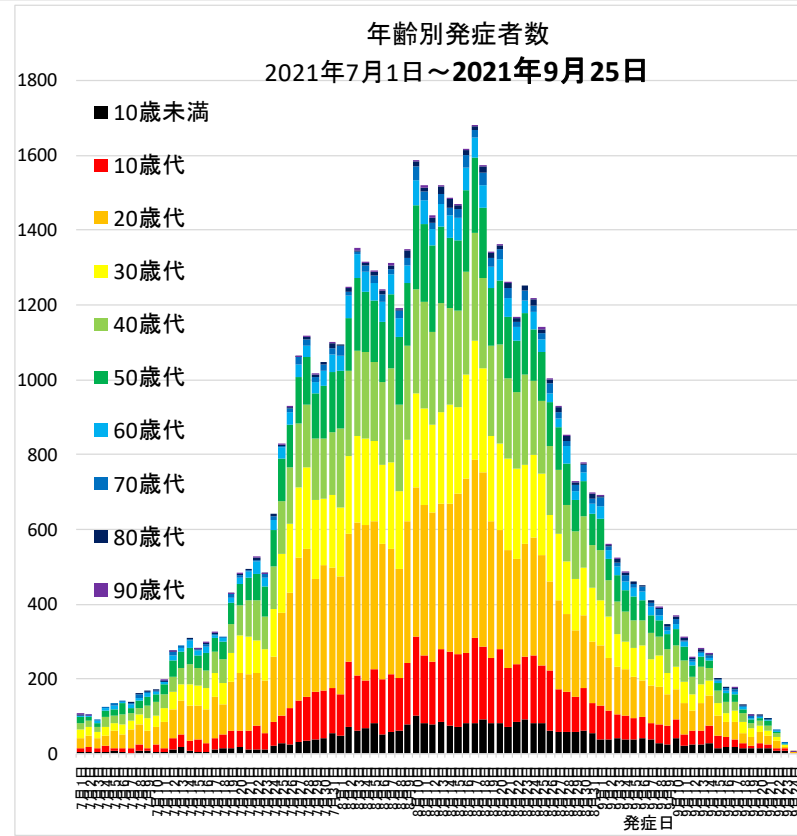
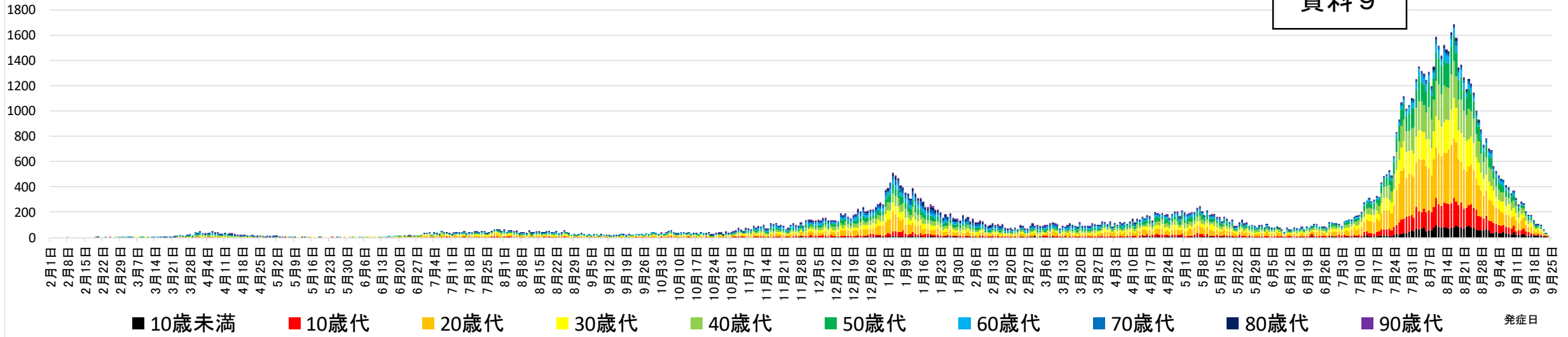
※1 各医療機関からの電子申請システムへの報告数を計上

※2 埼玉県における宿泊療養予定、入院予定・宿泊療養等調整中、自宅療養、新規公表分の合計値のこと

※3 医療機関への受入れ照会回数が4回以上かつ現場滞在時間30分以上の事案を計上。(全県分) 救急医療情報システムから抽出した速報値であるため、各消防本部が把握している数値と異なる場合がある。

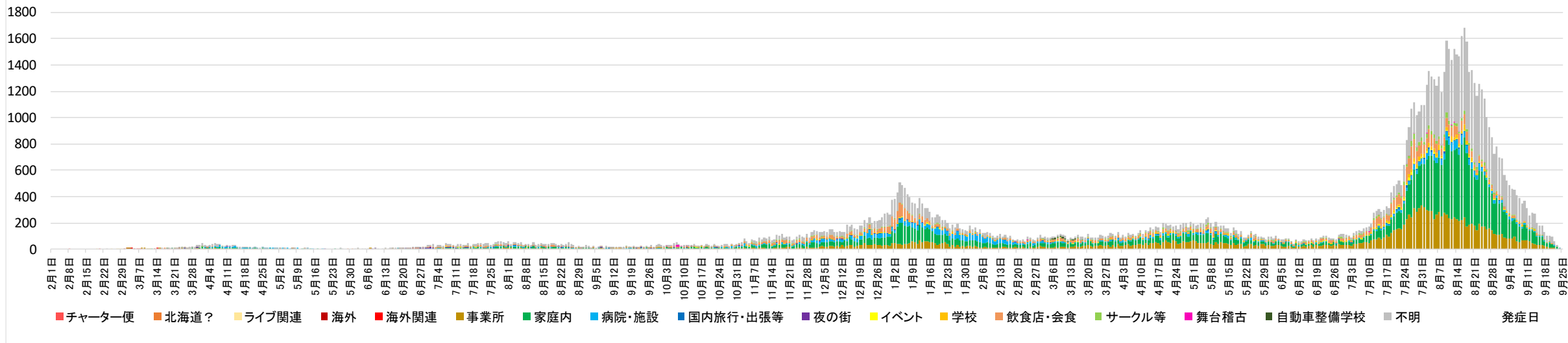
年齢別発症者数(2020年2月1日～2021年9月25日)

資料 9

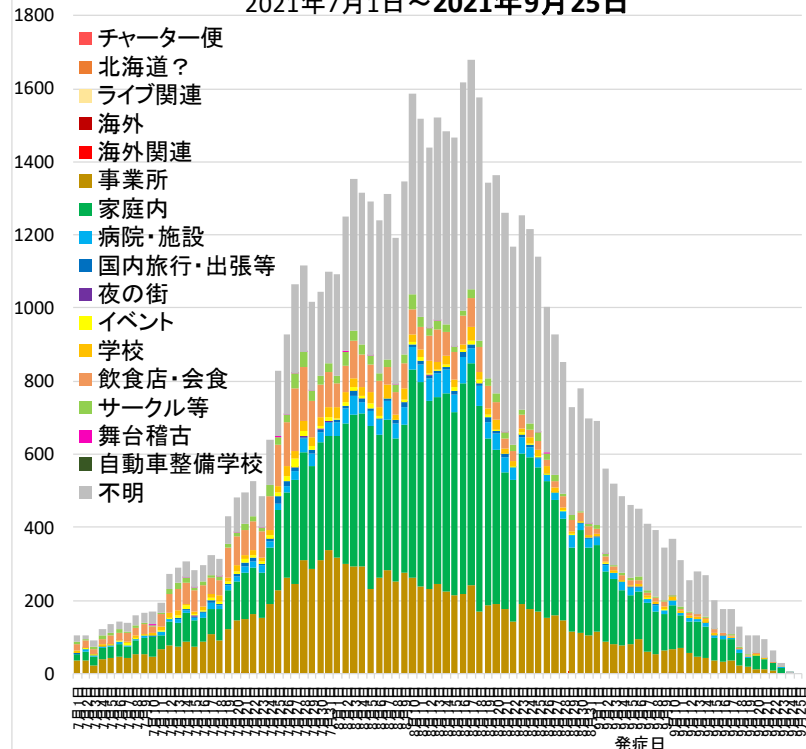


※越谷市原因集計は7/27発表、
 さいたま市原因集計は8月中旬発表まで
 8月1日発表日以降発症日不明の患者が4.3% (2046名) あり

感染原因別発症者数(2020年2月1日～2021年9月25日)



感染原因別発症者数
2021年7月1日～2021年9月25日

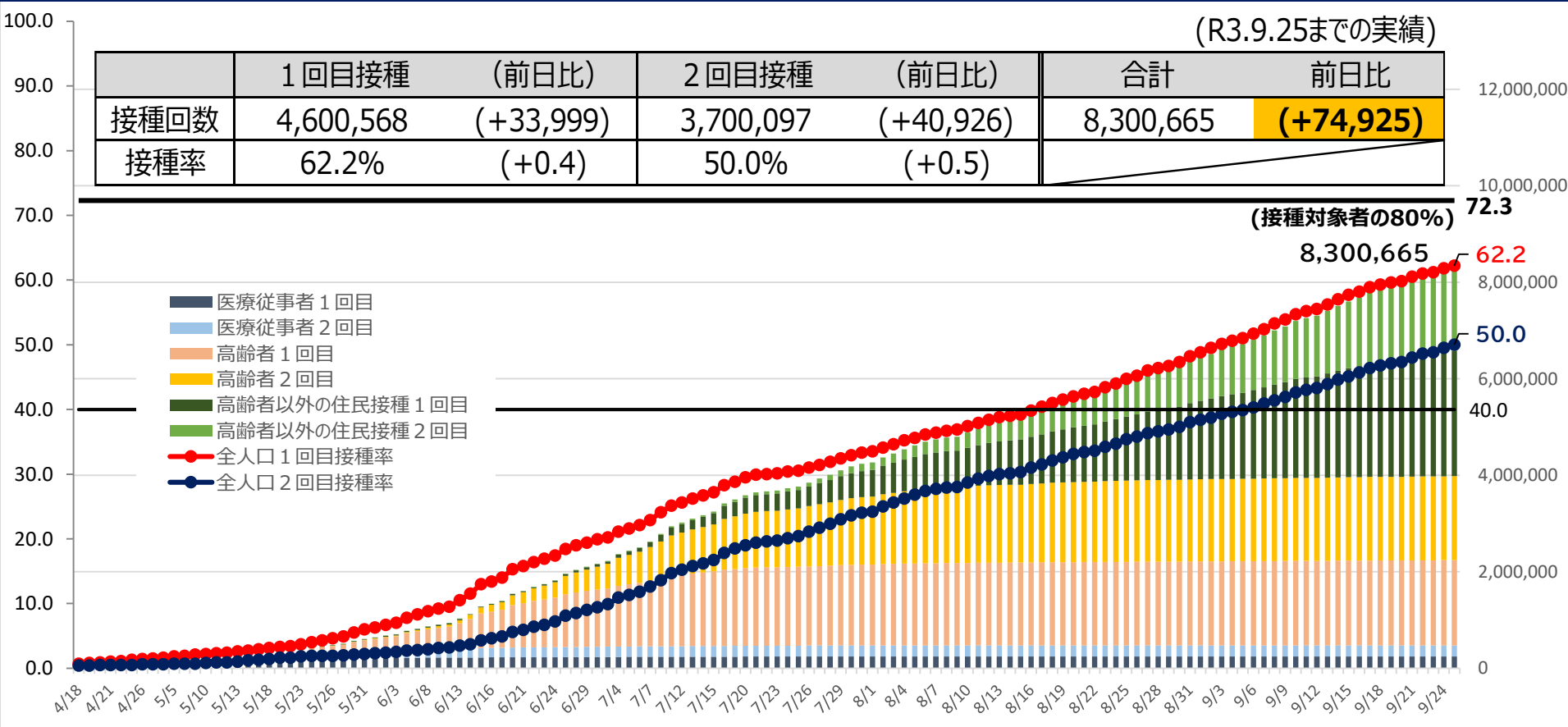


※越谷市原因集計は7/27発表、
さいたま市原因集計は8月中旬発表まで
8月1日発表日以降発症日不明の患者が4.3% (2046名) あり

新型コロナウイルスの接種実績

(R3.9.25までの実績)

	1回目接種	(前日比)	2回目接種	(前日比)	合計	前日比
接種回数	4,600,568	(+33,999)	3,700,097	(+40,926)	8,300,665	(+74,925)
接種率	62.2%	(+0.4)	50.0%	(+0.5)		

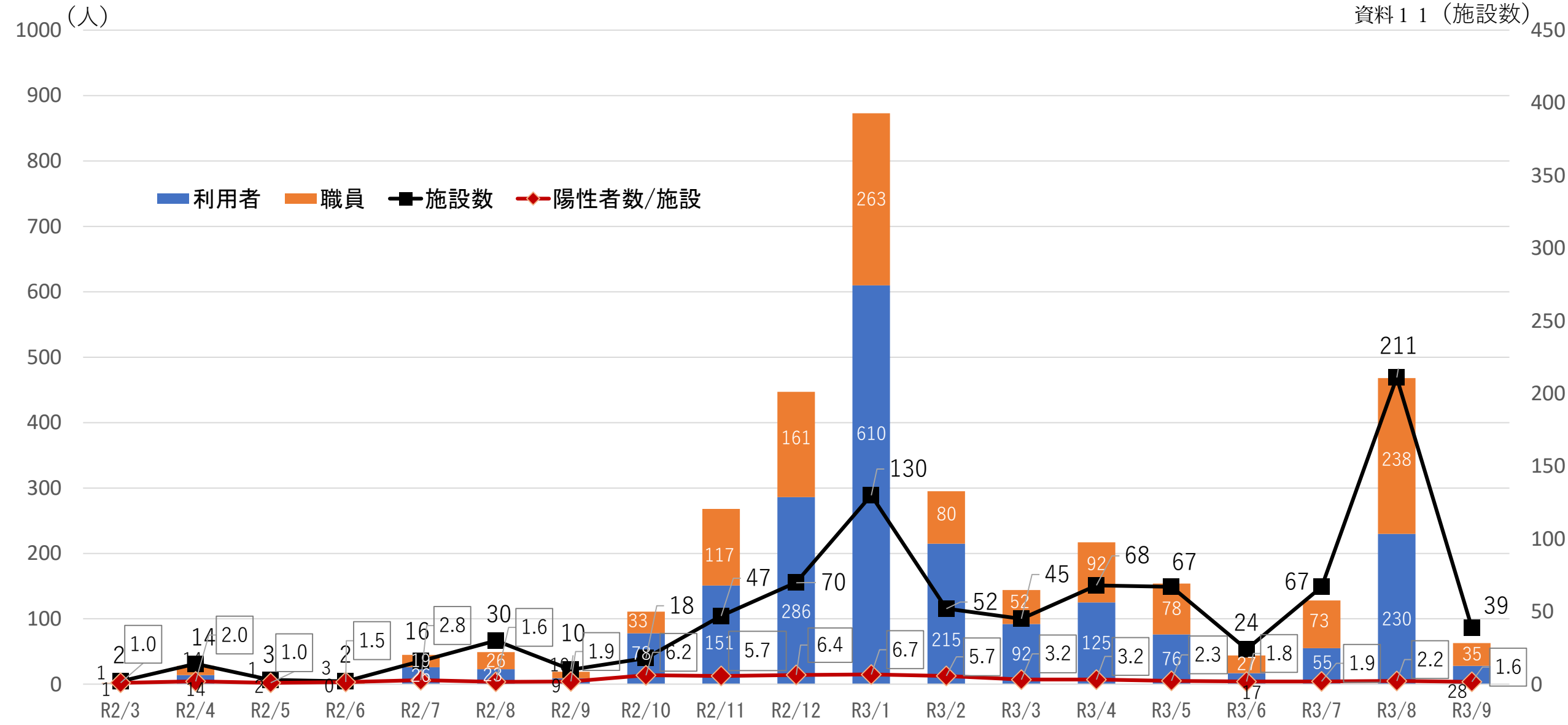


※ V-SYSにおける医療従事者の接種実績と、VRSの住民接種実績を合算して接種回数を算出
 接種率は、便宜上、R3.1.1時点の埼玉県の住基人口(739万3,799人)に対する、表中の接種回数の割合から算出

高齢者施設における感染発生施設数及び陽性者数(職員・利用者)

(初発日ベース) 令和3年9月26日現在

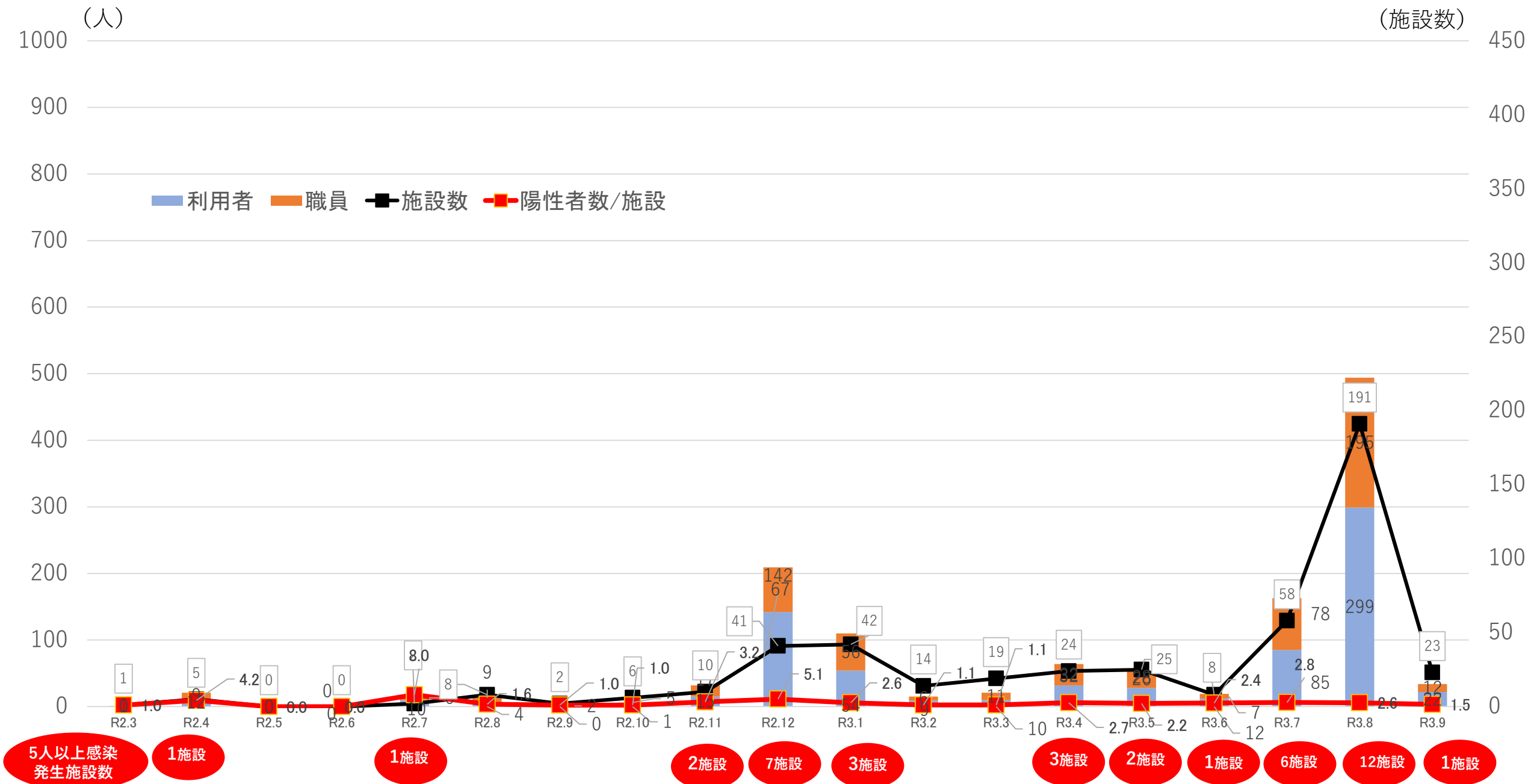
資料1.1 (施設数)



5人以上感染発生施設数: 1施設 (R2/3), 1施設 (R2/4), 2施設 (R2/7), 1施設 (R2/8), 1施設 (R2/9), 3施設 (R2/10), 14施設 (R2/11), 19施設 (R2/12), 32施設 (R3/1), 14施設 (R3/2), 5施設 (R3/3), 14施設 (R3/4), 4施設 (R3/5), 2施設 (R3/6), 8施設 (R3/7), 15施設 (R3/8), 1施設 (R3/9)

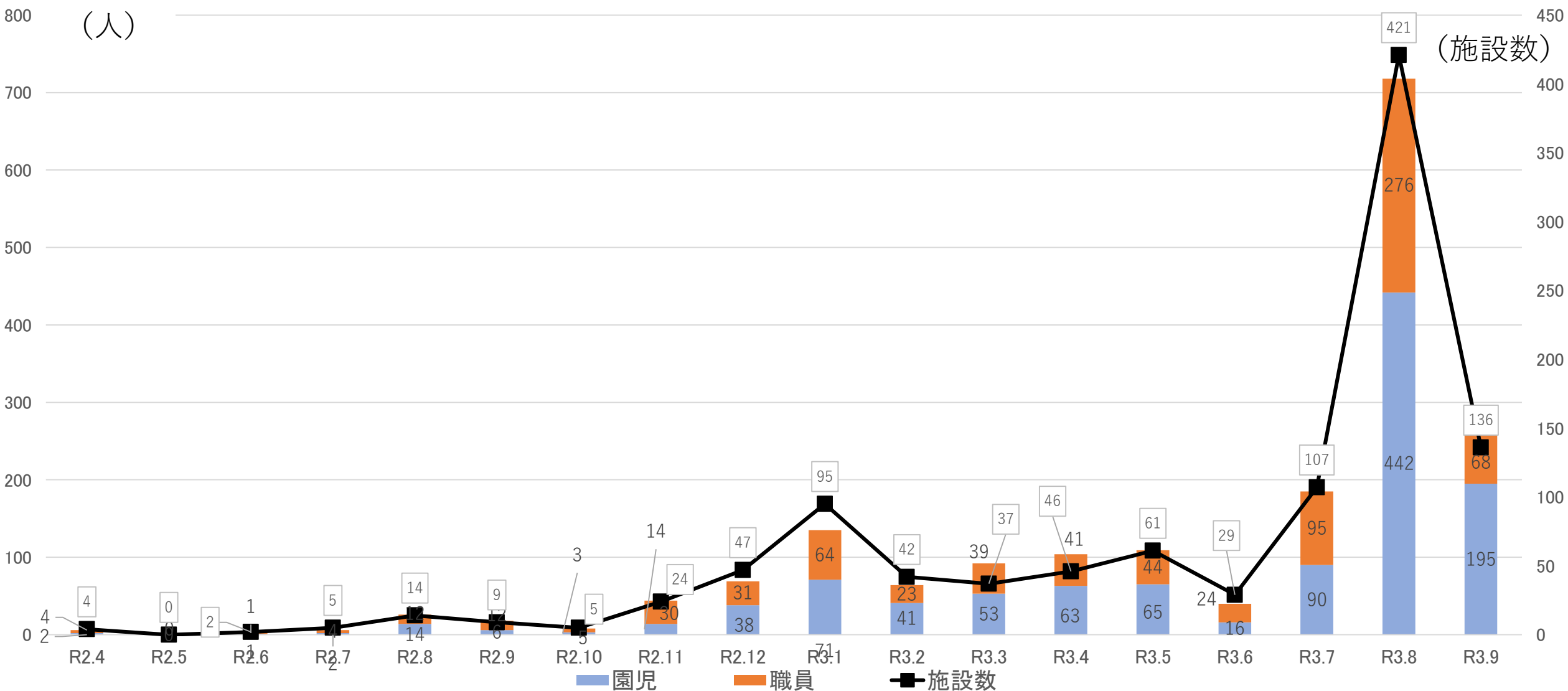
障害児者施設における感染発生施設数及び陽性者数(利用者・職員)

令和3年9月26日現在



保育所における感染発生施設数及び陽性者数(園児・職員)

令和3年9月26日現在



5人以上感染発生施設数

1施設 1施設

3施設 3施設 3施設

2施設 4施設 6施設 2施設

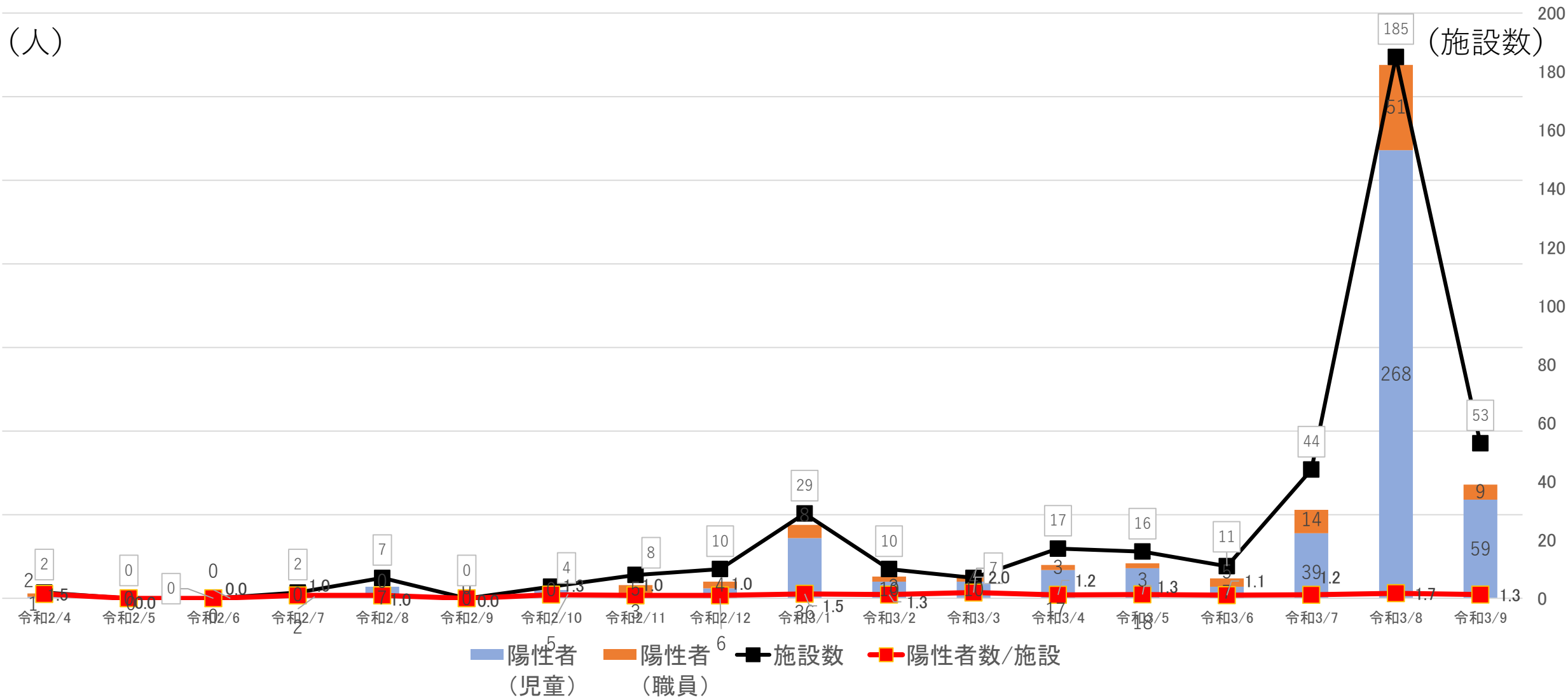
8施設 19施設 9施設

臨時休園開始施設数

66施設 220施設 46施設

放課後児童クラブにおける感染発生施設数及び陽性者数(児童・職員)

令和3年9月26日現在



5人以上感染発生施設数

1施設

1施設

10施設

1施設

臨時休所開始施設数

11施設

55施設

6施設

高齢者・障害者施設職員を対象としたPCR検査の実施状況

1 高齢者施設

<実施状況>

実施時期	受検施設数	受検率	検査受検者	陽性者	陽性率
7月12日～7月28日	1,808施設	52.9%(入所系83.3%)	55,916人	5人(4施設)	0.009%
7月28日～8月10日	1,769施設	51.7%(入所系80.7%)	53,231人	9人(8施設)	0.017%
8月18日～8月31日	1,784施設	52.2%(入所系80.7%)	53,872人	10人(10施設)	0.019%
9月3日～9月17日	1,783施設	52.2%(入所系80.6%)	53,993人	5人(5施設)	0.009%

* 9月17日以降は日本財団の検査に移行し、引き続き10月末まで実施

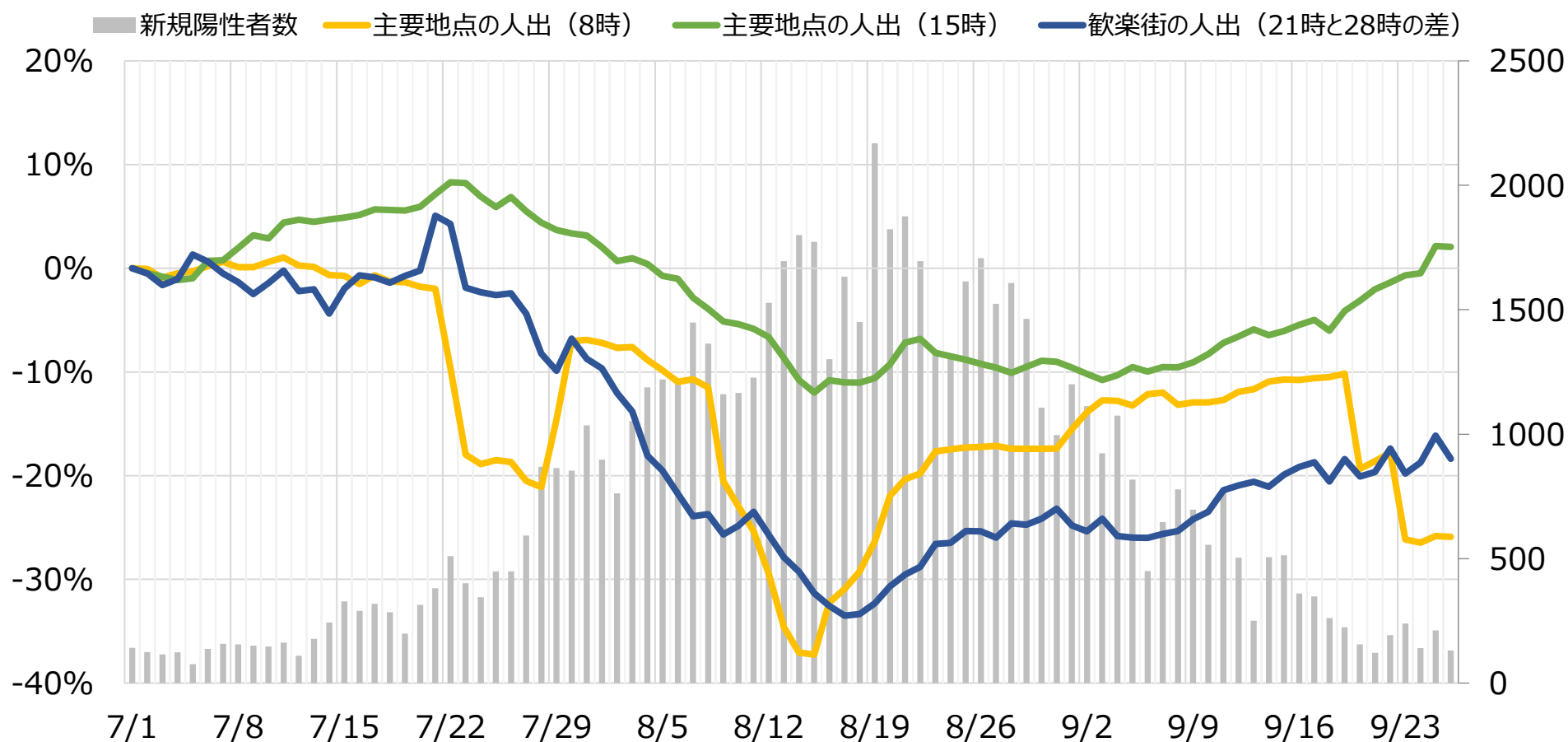
2 障害者施設

<実施状況>

実施時期	受検施設数	受検率	検査受検者	陽性者	陽性率
7月12日～7月31日	557施設	61.9%(入所系80.8%)	10,887人	2人(2施設)	0.018%
7月31日～8月11日	565施設	62.8%(入所系76.8%)	10,200人	4人(4施設)	0.039%
8月11日～8月26日	567施設	63.0%(入所系78.8%)	10,857人	5人(5施設)	0.046%
8月26日～9月4日	580施設	64.4%(入所系77.5%)	11,297人	3人(3施設)	0.027%

* 県の検査を引き続き10月末まで実施

埼玉県の主要地点、歓楽街の人出（7月1日比、9月27日時点）



直近(9月26日)増減率

8時

-26%

15時

21時

-18%

(主要地点：大宮駅西、歓楽街：南銀座（大宮駅東）／川口駅周辺)

モバイル空間統計® データ提供元：(株)NTTドコモ、(株)ドコモ・インサイトマーケティング ※「モバイル空間統計®」は株式会社NTTドコモの登録商標です。

令和3年9月26日

新型コロナウイルス感染症対策副本部長
経済再生担当
全世代型社会保障改革担当
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
西村 康稔 殿

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策副本部長

埼玉県知事 大野 元裕

千葉県新型コロナウイルス感染症対策副本部長

千葉県知事 熊谷 俊人

東京都新型コロナウイルス感染症対策副本部長

東京都知事 小池 百合子

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策副本部長

神奈川県知事 黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に係る要望について

令和3年9月9日、新型コロナウイルス感染症対策副本部長による「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更」により、一都三県の緊急事態措置を実施すべき期間が9月30日までと変更された。

一都三県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条第1項に規定する基本的対処方針に基づき、都民・県民への外出自粛要請やテレワークの推進、飲食店や大規模商業施設に対する営業時間短縮要請などの緊急事態措置を実施してきた。

一都三県においては、長きにわたる徹底した感染拡大防止対策により、新規陽性者数は2週間以上にわたり継続して安定的に下降傾向である。

その一方、医療への負荷は改善傾向にあるものの依然として厳しく、予断を許さない状況にある。医療提供体制の早期の正常化やリバウンドに

よる再度の医療ひっ迫を避けるためにも、地域の感染状況等に応じて、柔軟かつ強力な感染拡大防止対策を引き続き推進し、新規陽性者を一層減少させていく必要がある。

仮に、緊急事態宣言が解除された場合、緊急事態措置区域から除外された地域における取組については、上記趣旨を踏まえ、飲食店等に対して短縮を要請する営業時間、認証店の取扱い、その実施期間など、段階的な緩和に係る具体的内容について、基本的対処方針に明記されることを要望する。

また、事業者への財政支援等については、地域の実情に応じた支援ができるようにするとともに、その裏付けとなる確実な財源措置を要望する。

埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について（案）

資料14

令和3年9月 日

政府対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第31条の4第3項に基づき、本県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域とする旨の公示を行い、併せて基本的対処方針を変更しました。

そこで、国の基本的対処方針に基づき、埼玉県におけるまん延防止等重点措置等について、以下のとおり協力を要請いたします。

1 まん延防止等重点措置の対象区域

(1) 重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という）

- ・別紙のとおり

(2) 措置区域以外

- ・措置区域を除く、埼玉県全域

2 実施期間

措置区域及び措置区域以外共通

令和3年10月1日（金）から令和3年10月〇〇日（〇）まで

3 県民に対する要請等

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第31条の6第2項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店を利用しないこと 	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店を利用しないこと
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用自粛 } <ul style="list-style-type: none"> （飲食等については、お客様の命を守る取組に参加する「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」認証店を利用いただきたい。 ・ 不要不急の旅行など県境をまたぐ移動、特に、緊急事態措置区域との往来は、極力控えること ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛。特に、措置区域内では午後8時、措置区域以外では午後9時以降の外出を自粛すること } <ul style="list-style-type: none"> （医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く。 ・ 外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動を共にしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること ・ 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動を自粛すること 	
<p>その他のお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外出、移動の際には、可能な限りの感染防止対策を講じた上、目的とする場所以外に立ち寄ることなく直行・直帰を徹底すること ・ 飲食を主として業としている店舗においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛 ・ ソーシャルディスタンスを確保し、マスクなしでの会話を避けること ・ 飲食の際は90分を限度とし、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底すること ・ 会食はできるだけ同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで（家族の場合や介助者を除く。）とし、ホームパーティは自粛すること ・ マスク、手洗い・アルコール消毒、換気、三密回避を徹底すること ・ 買い物は、できる限り一人で行くこと 	

4 施設の使用制限

(1) 飲食店に対する要請等

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第31条の6第1項に基づく要請</p> <p>◎ 対象施設</p> <p>(括弧内は特措法施行令(以下「令」という。)第11条第1項該当号。以下同じ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 飲食店 (第14号): 飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配、テイクアウトサービスを除く) ◇ 遊興施設等(第11号): バー等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">ネットカフェ、漫画喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。</p> <p>○ 営業時間の短縮等</p> <p>【期間】 令和3年10月 1日(金) 午前0時から 令和3年10月〇〇日(〇) 午後12時まで</p> <p>【営業時間】 午前5時から午後8時まで</p> <p>【酒類の提供】 終日、提供を自粛(飲酒の機会を設けないこと)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>ただし、次の条件を満たす場合は、 午前11時から午後7時30分まで提供可</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」の認証 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」について、県の認証を受けること (特に、基本4項目、①アクリル板等の設置又は座席間隔の確保、②手指消毒の徹底、③マスク着用の推奨、④換気の徹底 を遵守) ◇ 酒類提供の人数上限 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2人、又は同居家族(介助者を含む)のみのグループに限る。 </div>	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>◎ 対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 飲食店 (第14号): 飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配、テイクアウトサービスを除く) ◇ 遊興施設等(第11号): バー等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">ネットカフェ、漫画喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。</p> <p>○ 営業時間の短縮等</p> <p>【期間】 令和3年10月 1日(金) 午前0時から 令和3年10月〇〇日(〇) 午後12時まで</p> <p>【営業時間】 午前5時から午後9時まで</p> <p>【酒類の提供】 終日、提供を自粛(飲酒の機会を設けないこと)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>ただし、次の条件を満たす場合は、 午前11時から午後8時まで提供可</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」の認証 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」について、県の認証を受けること (特に、基本4項目、①アクリル板等の設置又は座席間隔の確保、②手指消毒の徹底、③マスク着用の推奨、④換気の徹底 を遵守) ◇ 酒類提供の人数上限 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一テーブルで4人以下、又は同居家族(介助者を含む)のみのグループに限る。 </div>

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第31条の6第1項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カラオケ設備の使用自粛 <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食を主として業としている店舗においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛 ○ 令第5条の5に規定される措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む） ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など） 	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カラオケ設備の使用自粛 <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食を主として業としている店舗においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛 <p>その他のお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令第5条の5に規定される措置に準じるお願い <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む） ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など）
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長時間の会食自粛 <ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間（90分超）の会食を避け、4人以下又は同居家族（介助者を含む）のみのグループに限るよう要請すること ○ 感染防止対策の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底 ※ ガイドライン遵守の是非について、飲食店に対して実地で確認を行い、個別に要請を行うこともある。 	
<p>その他のお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲食の際における働きかけ <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけること 	

(2) 結婚式場に対する要請等

措置区域	措置区域以外
<p data-bbox="163 236 728 276">特措法第31条の6第1項に基づく要請</p> <p data-bbox="163 288 358 323">◎ 対象施設</p> <p data-bbox="197 339 521 375">◇ 集会場等（第5号）</p> <p data-bbox="226 391 987 528">食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場 （食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない場合は、 「4（3）劇場等に対する要請等」の対象となる。）</p> <p data-bbox="163 564 481 600">○ 営業時間の短縮等</p> <p data-bbox="181 616 1008 703">【期間】 令和3年10月 1日（金）午前0時から 令和3年10月〇〇日（〇）午後12時まで</p> <p data-bbox="181 740 759 775">【営業時間】 午前5時から午後8時まで</p> <p data-bbox="181 815 1050 850">【酒類の提供】 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと）</p> <div data-bbox="181 895 1093 1337" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p data-bbox="219 911 880 983">ただし、次の条件を満たす場合は、 午前11時から午後7時30分まで提供可</p> <p data-bbox="197 1015 1043 1206">◇ 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の認証</p> <ul data-bbox="226 1054 1043 1206" style="list-style-type: none"> ・ 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」について、県の認証を受けること （特に、基本4項目、①アクリル板等の設置又は座席間隔の確保、 ②手指消毒の徹底、③マスク着用の推奨、④換気の徹底 を遵守） <p data-bbox="197 1238 909 1310">◇ 酒類提供の人数上限</p> <ul data-bbox="226 1278 909 1310" style="list-style-type: none"> ・ 同一テーブルで、4人以下のグループとすること </div>	<p data-bbox="1122 236 1624 276">特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p data-bbox="1122 288 1317 323">◎ 対象施設</p> <p data-bbox="1155 339 1480 375">◇ 集会場等（第5号）</p> <p data-bbox="1184 391 1946 528">食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場 （食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない場合は、 「4（3）劇場等に対する要請等」の対象となる。）</p> <p data-bbox="1122 564 1440 600">○ 営業時間の短縮等</p> <p data-bbox="1140 616 1966 703">【期間】 令和3年10月 1日（金）午前0時から 令和3年10月〇〇日（〇）午後12時まで</p> <p data-bbox="1140 740 1718 775">【営業時間】 午前5時から午後9時まで</p> <p data-bbox="1140 815 2009 850">【酒類の提供】 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと）</p> <div data-bbox="1140 895 2051 1337" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1178 911 1753 983">ただし、次の条件を満たす場合は、 午前11時から午後8時まで提供可</p> <p data-bbox="1155 1015 2002 1206">◇ 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の認証</p> <ul data-bbox="1184 1054 2002 1206" style="list-style-type: none"> ・ 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」について、県の認証を受けること （特に、基本4項目、①アクリル板等の設置又は座席間隔の確保、 ②手指消毒の徹底、③マスク着用の推奨、④換気の徹底 を遵守） <p data-bbox="1155 1238 1868 1310">◇ 酒類提供の人数上限</p> <ul data-bbox="1184 1278 1868 1310" style="list-style-type: none"> ・ 同一テーブルで、4人以下のグループとすること </div>

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第31条の6第1項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カラオケ設備の使用自粛 <ul style="list-style-type: none"> ・ カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛 ○ 令第5条の5に規定される措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む） ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など） 	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カラオケ設備の使用自粛 <ul style="list-style-type: none"> ・ カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛 <p>その他のお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令第5条の5に規定される措置に準じるお願い <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む） ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など）
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底 	
<p>その他のお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲食の際における働きかけ <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個室」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけること ○ 開催時間及び人数上限 <ul style="list-style-type: none"> 【開催時間】できるだけ90分以内で開催 【人数上限】50人、又は収容定員の50%のいずれか小さい方で開催 	

(3) 劇場等に対する要請等

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>◎ 対象施設 (床面積1,000㎡超)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等 (第4号) ◇ 集会場又は公会堂等 (第5号)、 ◇ 展示場等 (第6号) ◇ ホテル又は旅館等 (集会の用に供する部分に限る) (第8号) ◇ 運動施設又は遊技場等 (第9号) ◇ 博物館又は美術館等 (第10号) <p>○ 営業時間の短縮等</p> <p>【営業時間】 午後8時まで ただし、映画館での上映、又はイベント等開催の場合 は午後9時まで</p> <p>【酒類の提供】 終日、提供を自粛 (飲酒の機会を設けないこと) ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など業態に応じた 感染防止対策を遵守する場合は、午後7時30分まで提供可</p> <p>【人数要件等】 「5 イベント等の開催制限」と同じ</p> <p>【入場整理】 入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知 すること</p> <p>○ 令第5条の5に規定される措置に準じる要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、 	<p>その他のお願い</p> <p>◎ 対象施設 (床面積1,000㎡超)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等 (第4号) ◇ 集会場又は公会堂等 (第5号)、 ◇ 展示場等 (第6号) ◇ ホテル又は旅館等 (集会の用に供する部分に限る) (第8号) ◇ 運動施設又は遊技場等 (第9号) ◇ 博物館又は美術館等 (第10号) <p>○ 営業時間の短縮等</p> <p>【営業時間】 午後9時まで</p> <p>【酒類の提供】 終日、提供を自粛 (飲酒の機会を設けないこと) ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など業態に応じた 感染防止対策を遵守する場合は、午後8時まで提供可</p> <p>【人数要件等】 「5 イベント等の開催制限」と同じ</p> <p>【入場整理】 入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知 すること</p> <p>○ 令第5条の5に規定される措置に準じるお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、

<p>発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など） <p>○ 感染防止対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底 	<p>発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など） <p>○ 感染防止対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底
<p>その他のお願い</p> <p>○ 飲食の際における働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけること <p>○ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）、又は食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない結婚式場で結婚式を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催時間及び人数上限は、「4（2）結婚式場に対する要請等」と同様の条件とする。 	

<p>措置区域</p>	<p>措置区域以外</p>
<p>その他のお願い</p> <p>◎ 対象施設（床面積1,000㎡以下）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号） ◇ 集会場又は公会堂等（第5号）、 ◇ 展示場等（第6号） ◇ ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号） ◇ 運動施設又は遊技場等（第9号） ◇ 博物館又は美術館等（第10号） 	<p>その他のお願い</p> <p>◎ 対象施設（床面積1,000㎡以下）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号） ◇ 集会場又は公会堂等（第5号）、 ◇ 展示場等（第6号） ◇ ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号） ◇ 運動施設又は遊技場等（第9号） ◇ 博物館又は美術館等（第10号）

○ 営業時間の短縮等

【営業時間】 午後8時まで。

ただし、映画館での上映、又はイベント等開催の場合は午後9時まで

【酒類の提供】 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと）

ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など業態に応じた感染防止対策を遵守する場合は、午後7時30分まで提供可

【人数要件等】 「5 イベント等の開催制限」と同じ

【入場整理】 入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること

○ 営業時間の短縮等

【営業時間】 午後9時まで

【酒類の提供】 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと）

ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など業態に応じた感染防止対策を遵守する場合は、午後8時まで提供可

【人数要件等】 「5 イベント等の開催制限」と同じ

【入場整理】 入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること

その他のお願い

○ 令第5条の5に規定される措置に準じるお願い

- ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）
- ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など）

○ 感染防止対策の徹底

- ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底

○ 飲食の際における働きかけ

- ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけること

○ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）、又は食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない結婚式場で結婚式を行う場合

- ・ 開催時間及び人数上限は、「4（2）結婚式場に対する要請等」と同様の条件とする。

(4) 商業施設に対する要請等

措置区域	措置区域以外
<p data-bbox="150 252 721 288">特措法第31条の6第1項に基づく要請</p> <p data-bbox="150 300 651 336">◎ 対象施設 <u>(床面積1,000㎡超)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="188 347 1111 528">◇ 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。） (第7号) <p data-bbox="248 564 999 647">※ 物品販売業を営む店舗等の例：大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など</p> <p data-bbox="150 684 349 721">○ 入場整理</p> <p data-bbox="188 732 1061 815">入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置及び施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置を行うこと</p> <div data-bbox="174 842 1084 1414" style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p data-bbox="219 884 568 920">入場管理・入場整理の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="255 932 629 968">* 施設全体での入場整理 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="293 979 1032 1048">・ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う <li data-bbox="293 1059 1032 1134">・ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う <li data-bbox="255 1171 595 1208">* 売場別での入場整理 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="293 1219 1032 1331">・ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う <li data-bbox="293 1342 994 1378">・ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う </div>	<p data-bbox="1111 252 1346 288">その他のお願い</p> <p data-bbox="1111 300 1621 336">◎ 対象施設 <u>(床面積1,000㎡超)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1149 347 2078 528">◇ 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。） (第7号) <p data-bbox="1209 564 1960 647">※ 物品販売業を営む店舗等の例：大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など</p> <p data-bbox="1111 684 1310 721">○ 入場整理</p> <p data-bbox="1149 732 2022 815">入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置及び施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置を行うこと</p> <div data-bbox="1128 842 2038 1414" style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p data-bbox="1173 884 1523 920">入場管理・入場整理の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1209 932 1599 968">* 施設全体での入場整理 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1247 979 1986 1048">・ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う <li data-bbox="1247 1059 1986 1134">・ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う <li data-bbox="1209 1171 1565 1208">* 売場別での入場整理 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1247 1219 1986 1331">・ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う <li data-bbox="1247 1342 1948 1378">・ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う </div>

<p>○ 令第5条の5に規定される要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む） ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など） 	<p>○ 令第5条の5に規定される措置に準じるお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む） ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など）
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 営業時間の短縮等</p> <p>【営業時間】 午後8時まで</p> <p>【酒類の提供】 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと） ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など業態に応じた感染防止対策を遵守する場合は、午後7時30分まで提供可</p> <p>【入場整理】 入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること</p> <p>【食品売場等での入場整理】 百貨店の地下の食品売場等において入場者の整理等を行うこと</p> <p>○ 感染防止対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底 	<p>その他のお願い</p> <p>○ 営業時間の短縮等</p> <p>【営業時間】 午後9時まで</p> <p>【酒類の提供】 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと） ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など業態に応じた感染防止対策を遵守する場合は、午後8時まで提供可</p> <p>【入場整理】 入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること</p> <p>【食品売場等での入場整理】 百貨店の地下の食品売場等において入場者の整理等を行うこと</p> <p>○ 感染防止対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底
<p>その他のお願い</p> <p>○ 飲食の際における働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけること 	

措置区域	措置区域以外
<p>その他のお願い</p> <p>◎ <u>対象施設 (床面積 1,000 m²以下)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。） （第7号） <p>○ 営業時間の短縮等</p> <p>【営業時間】 午後8時まで</p> <p>【酒類の提供】 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと） ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など業態に応じた感染防止対策を遵守する場合は、午後7時30分まで提供可</p> <p>【入場整理】 入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること</p>	<p>その他のお願い</p> <p>◎ <u>対象施設 (床面積 1,000 m²以下)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。） （第7号） <p>○ 営業時間の短縮等</p> <p>【営業時間】 午後9時まで</p> <p>【酒類の提供】 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと） ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など業態に応じた感染防止対策を遵守する場合は、午後8時まで提供可</p> <p>【入場整理】 入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること</p>
<p>その他のお願い</p> <p>○ 令第5条の5に規定される措置に準じるお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む） ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など） <p>○ 感染防止対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底 <p>○ 飲食の際における働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけること 	

(5) 遊興施設等に対する要請等

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>◎ <u>対象施設 (床面積1,000㎡超)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第31条の6第1項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）（第9号又は第11号） ◇ サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第12号） <p>○ 営業時間の短縮等</p> <p>【営業時間】 午後8時まで</p> <p>【酒類の提供】 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと） ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など業態に応じた感染防止対策を遵守する場合は、午後7時30分まで提供可</p> <p>【入場整理】 入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること</p> <p>○ 令第5条の5に規定される措置に準じる要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む） 	<p>その他のお願い</p> <p>◎ <u>対象施設 (床面積1,000㎡超)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第24条第9項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）（第9号又は第11号） ◇ サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第12号） <p>○ 営業時間の短縮等</p> <p>【営業時間】 午後9時まで</p> <p>【酒類の提供】 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと） ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など業態に応じた感染防止対策を遵守する場合は、午後8時まで提供可</p> <p>【入場整理】 入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること</p> <p>○ 令第5条の5に規定される措置に準じるお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など） <p>○ 感染防止対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など） <p>○ 感染防止対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底
<p>その他のお願い</p> <p>○ 飲食の際における働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけること 	

<p>措置区域</p> <p>その他のお願い</p> <p>◎ 対象施設（床面積1,000㎡以下）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第31条の6第1項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）（第9号又は第11号） ◇ サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第12号） <p>○ 営業時間の短縮等</p> <p>【営業時間】 午後8時まで</p> <p>【酒類の提供】 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと）</p> <p>ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など業態に応じた感染防止対策を遵守する場合は、午後7時30分まで提供可</p>	<p>措置区域以外</p> <p>その他のお願い</p> <p>◎ 対象施設（床面積1,000㎡以下）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第24条第9項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）（第9号又は第11号） ◇ サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第12号） <p>○ 営業時間の短縮等</p> <p>【営業時間】 午後9時まで</p> <p>【酒類の提供】 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと）</p> <p>ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など業態に応じた感染防止対策を遵守する場合は、午後8時まで提供可</p>
--	---

<p>【入場整理】 入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること</p>	<p>【入場整理】 入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること</p>
<p>その他のお願い</p> <p>○ 令第5条の5に規定される措置に準じる要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む） ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など） <p>○ 感染防止対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底 <p>○ 飲食の際における働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけること 	

（6）その他の令第11条第1項該当施設に対するお願い

<p>その他のお願い</p> <p>◎ 対象施設及び内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、介護老人保健施設、大学 など（第1号～第3号） <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染リスクの高い活動等の制限、 ・ 大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 葬祭場（第5号） <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 酒類提供自粛（飲酒の機会を提供しないこと） ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守する場合は、 <措置区域内>午後7時30分まで <措置区域以外>午後8時まで 提供可 ・ カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛 	
---	--

◇ スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など（第7号）

【内容】 ・ 感染防止対策の徹底

◇ 図書館（第10号）

◇ ネットカフェ、マンガ喫茶 など（第11号）

◇ 銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など生活必需サービス（第12号）

【内容】 ・ 酒類提供自粛（飲酒の機会を提供しないこと）

ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守する場合は、
<措置区域内>午後7時30分まで <措置区域以外>午後8時まで 提供可

- ・ カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛
- ・ 入場整理の徹底

◇ 自動車教習所、学習塾 など（第13号）

【内容】 ・ オンラインの活用等

その他共通のお願い事項

○ 令第5条の5に規定される措置に準じるお願い

- ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）
- ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など）

○ 感染防止対策の徹底

- ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底

○ 飲食の際における働きかけ

- ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけること

5 イベント等の開催制限

措置区域	措置区域以外
特措法第24条第9項に基づく要請（措置区域）	その他のお願い（措置区域以外）
<p>○ 人数上限及び収容率</p>	
<p>【人数上限】 5, 000人</p>	
<p>【収容率】 大声での歓声・声援がないことを前提としうるもの：収容定員の100%</p>	
<p> 大声での歓声・声援があることが想定されるもの：収容定員の50%</p>	
<p>→ 人数上限、収容定員に収容率を乗じた人数のいずれか小さい方とする。</p>	
<p>（ただし、チケット既存販売分（参加者への招待や案内済みのものを含む）には適用しない。）</p>	
<p>○ 営業時間の短縮等</p>	
<p>【営業時間】 午後9時まで（無観客の場合を除く。）。ただし、イベント等開催以外の場合の施設利用は午後8時まで</p>	
<p>【酒類の提供】 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと）</p>	
<p> ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守する場合は、</p>	
<p> 《措置区域：午後7時30分まで、措置区域以外：午後8時まで》 提供可</p>	
<p>【入場整理】 入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること</p>	
<p>【その他】 主催者は、参加者等の直行・直帰を確保するため、必要な周知・呼びかけを徹底すること</p>	
<p>○ 令第5条の5に規定される措置に準じる要請等</p>	
<p>・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）</p>	
<p>・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など）</p>	
<p>○ 感染防止対策の徹底</p>	
<p>・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底</p>	

その他のお願い

- 飲食の際における働きかけ
 - ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけること
- 事前相談（全国的な移動を伴うイベント、又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントが対象）及び事後フォローアップについて
 - ・ 主催者は、イベント開催の2週間前までに県に事前相談すること
 - ・ 主催者は、当該イベント内で感染者が発生するなどの事情が生じた場合、イベント開催時の結果報告資料を県等に提出すること
- まん延防止等重点措置の期限の翌日から1か月間の経過措置におけるチケット等の販売
 - ・ まん延防止等重点措置の期限とされる10月〇〇日の翌日から1か月間に開催されるイベントについては、次の条件を超えるチケット等の販売を行わないこと。

収容率	人数上限
大声なし 100%、大声あり 50%	5,000人又は収容定員の50%(10,000人以下)のいずれか大きい方

※ 収容率・人数上限ともに満たすこと

6 事業者に対する要請

特措法第24条第9項に基づく要請

- クラスターの発生が複数確認されている業界への取組要請
 - ・ 業務遂行上や業務に関連して密になる場面や、多くの人が入りし接触するような場面で感染拡大が懸念される作業所や事務所、寮などに対し、感染防止対策の徹底を図ること
 - ・ サークル活動など集団活動を通じて学生や外国人コミュニティにおけるクラスターが発生していることに鑑み、それらの者を従業員やアルバイト等として雇用している業界においては、特に留意すること
 - ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底
- ※ 関係団体に対して、クラスター対策をはじめ従業員等への感染防止対策の徹底などを個別に要請

その他のお願い

○ 職場等における対策

- ・ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すこと
※ 経済団体に対し、テレワークの活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表するよう依頼
- ・ 不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業継続に必要な場合を除き、措置区域内では午後8時、措置区域以外では午後9時以降の勤務を抑制すること
- ・ 職場に出勤が必要となる場合でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること
- ・ 可能な限り、県境を越えて業務を行わせないこと
- ・ 職場・寮における感染防止対策の徹底
- ・ 従業員等への基本的な感染防止対策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ

○ 休憩・休息、食堂などで飲食する際の対策

- ・ 休憩・休息や食堂などで飲食する際、混雑する時間をずらすとともに、顔の正面からできる限り2mを目安に距離を確保すること

○ 人流抑制

- ・ 看板・ネオンサイン等（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯等の推奨

7 県教育委員会に対する要請

特措法第24条第7項に基づく要請

- ・ 県教育委員会に対し、県立学校における感染防止対策の徹底を要請

8 高齢者施設等に対する要請

特措法第24条第9項に基づく要請

- ・ 高齢者施設等に対し、県又は保健所設置市が策定した集中的検査実施計画に基づき、検査を受検することを要請

9 県主催イベント等及び県有施設の取扱い

- 県主催イベント等については、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。
- 屋内県有施設については、営業時間の短縮及び人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、次に掲げる徹底した感染防止対策を講じ主催者に徹底させることを条件として開館する。

<感染防止対策>

- ◇ 以下の行為を伴う利用は禁止する。
 - ・ 宿泊施設の使用
 - ・ 大声での発声など感染リスクの高まる行為（カラオケ、コーラス等）
 - ・ 身体的な接触を伴う行為（競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く。）
 - ・ その他、県が定める措置を逸脱する等の行為
- ◇ 以下の感染防止対策を徹底する。
 - ・ マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染対策
 - ・ 諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底
 - ・ 三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染対策
 - ・ 接触確認アプリ（COCOA、埼玉県 LINE コロナお知らせシステム）の導入
 - ・ その他、シャワーの使用方法など個々の感染防止対策については、業種別ガイドラインの遵守の徹底や施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」に定め、厳守させること

10 ワクチン接種歴確認や検査等を活用する実証試験の取扱い

- 国または県等がワクチン接種歴確認や検査等を活用する実証試験を行う場合、上記3から9までの要請等について、特例的にその制限を緩和する。
なお、実証試験や制限の緩和の内容等については、別途、知事が定める。

まん延防止等重点措置区域の指定検討 ①

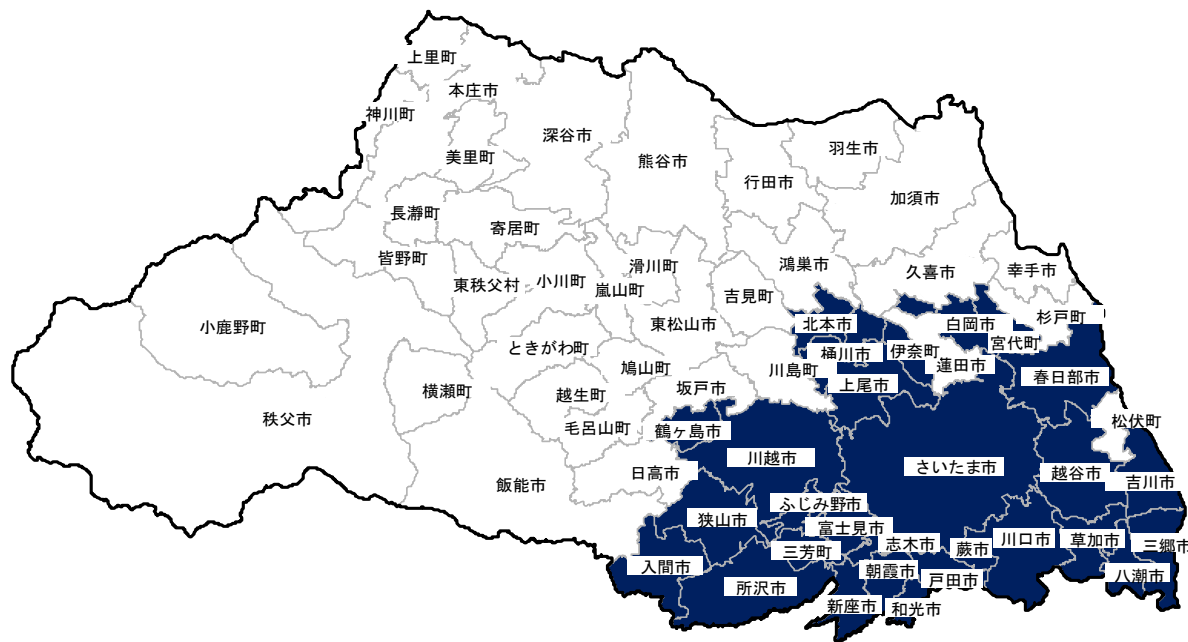
地域的な陽性者の集中防止:(条件ア)

地域的な陽性者の集中を防止する観点から**市町村の人口密度に着目**し、県全体の1週間における人口10万人当たりの新規陽性者数が**ステージⅣとなる人数**(1週間で1,835人)を**市町村の面積割合で乗じた人数を基準**に、市町村の1週間における新規陽性者数が下記の期間内の**移動平均が超えた市町村**を抽出

9月19日~9月25日

新規対象区域(28市町)

さいたま市	和光市
川越市	新座市
川口市	桶川市
所沢市	北本市
春日部市	八潮市
狭山市	富士見市
上尾市	三郷市
草加市	鶴ヶ島市
越谷市	吉川市
蕨市	ふじみ野市
戸田市	白岡市
入間市	伊奈町
朝霞市	三芳町
志木市	宮代町



まん延防止等重点措置区域の指定検討 ③

クラスター対策(条件:ウ)

クラスター（「閉じた感染経路」によるものを除く。）に起因する感染拡大を防止する観点から、**クラスターが発生した市町村の1日当たりの新規陽性者数が15人以上となる場合を抽出。**

9月19日～9月25日

新規対象区域(該当なし)

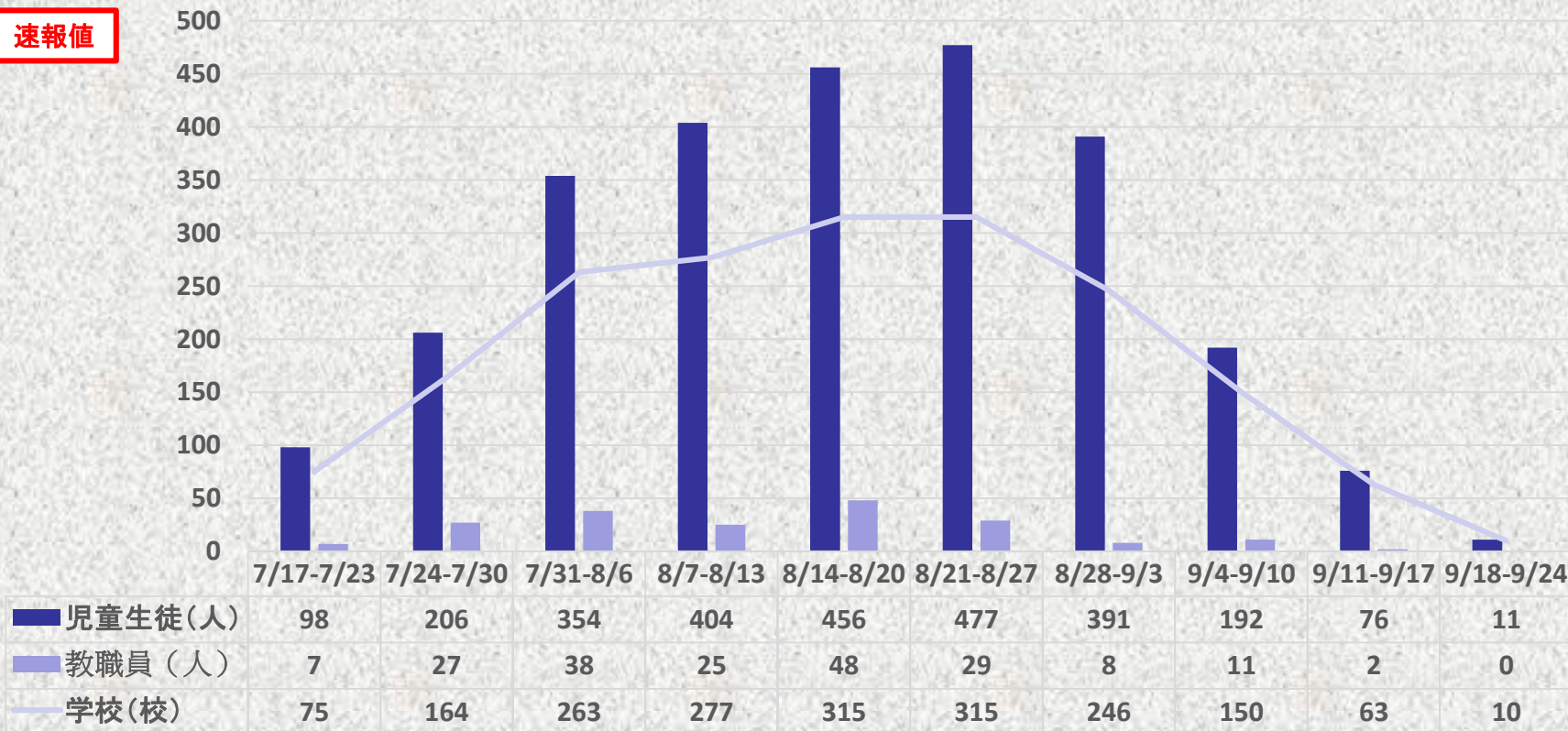
市町村立小・中学校における新型コロナウイルス感染状況

資料16

令和3年度 陽性者人数・発生校数（週間）

陽性判明日ベース

速報値



※令和3年9月24日(金)までに各教育事務所から報告のあった人数及び校数

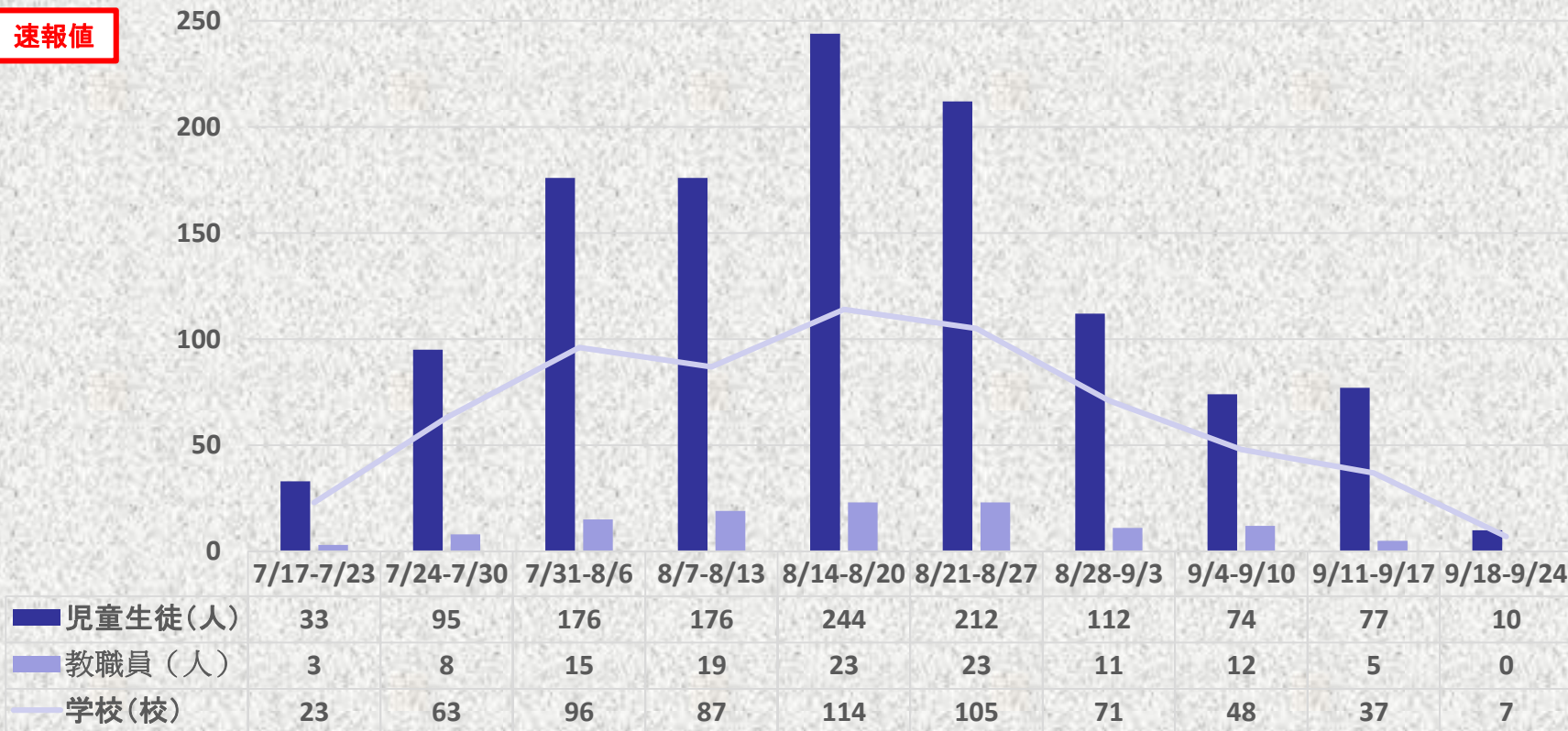
(さいたま市を除く)

県立学校における新型コロナウイルス感染状況

令和3年度 陽性者人数・発生校数（週間）

陽性判明日ベース

速報値



※令和3年9月24日(金)までに学校から報告のあった人数及び校数

(特別支援学校を含む)

10月1日以降の県立学校の対応

学校における対応

① 基本的な感染防止対策の徹底

- 体調不良者等(家族も含む)の登校・出勤自粛の徹底
- マスクの正しい着用の徹底・不織布マスクの推奨
- 換気の徹底
- 食事中の会話禁止の徹底
- 直行直帰の徹底
- 陽性者発生時の学級閉鎖等の対応
- eMAT for School の活用
- **保健所と連携した行政検査の徹底**

② 教職員・生徒のワクチン接種の促進

- **教職員(小・中・高)の接種の加速化**
- 安心して接種できる環境と適切な配慮(出席の扱い等)

③ 登下校

- 必要に応じて時差通学

④ 学習活動

- 感染症対策を徹底した上で実施
- 合唱、調理実習等の感染防止対策の再徹底

⑤ 学校行事

- 文化祭・体育祭等の学校行事
 - ・児童生徒及び教職員のみで実施
 - ・企画内容の工夫と感染防止の徹底
- 泊を伴う修学旅行等
 - ・**目的地の状況等を踏まえ慎重に判断**

⑥ 部活動

- **感染拡大防止対策の徹底と段階的な活動制限の緩和**
- **陽性者発生時の活動停止及び部員の出席停止等の対応**
(保健所による積極的疫学調査との連携)

(1) 10月1日～15日

- ・**土日の活動禁止(登下校による生徒の接触機会削減)**

活動日数	活動時間	校外活動 (合同練習・練習試合等)
週4日以内 (平日のみ)	2時間以内	禁止

(2) 10月16日以降

※ 公式大会やコンクール等に出場する場合を除く

- ・**県のガイドラインに基づく活動(土日いずれか1日も可)**
- ・**練習試合、県外での活動は、慎重に判断**

※市町村教育委員会に対し、県立学校の対応を踏まえ、各地域の感染状況等も考慮した上で、適切な対応を要請

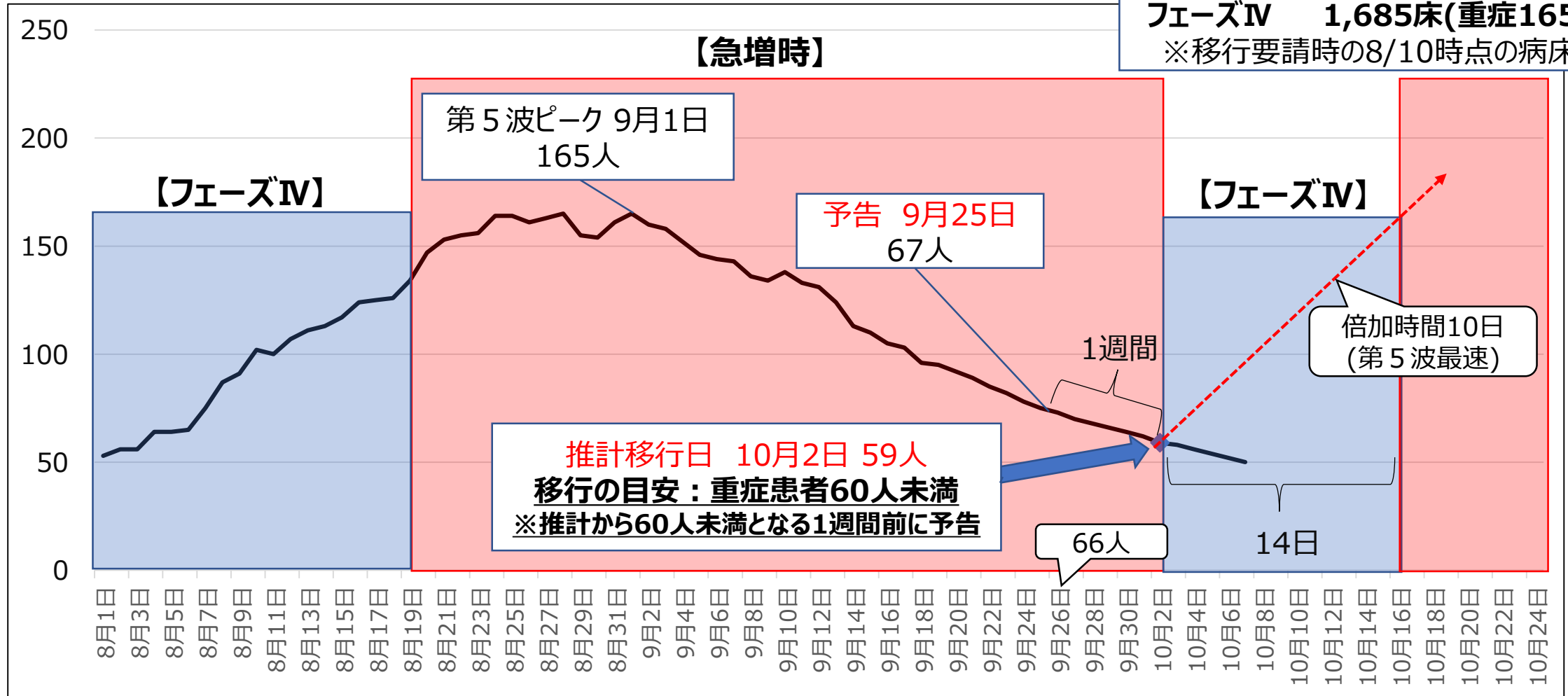
感染者急増時体制からフェーズⅣへの移行について

○ 急激なリバウンドによる患者の急増に対応するため、**重症患者数60人未満を目安にフェーズⅣに移行する。**

※より重い患者が増える感染者急増時体制への移行は重症患者数をもとに判断したため、フェーズⅣへ戻す際も重症患者数を目安とする。

急増時体制 1,889床(重症236床)
 ※9月27日時点

フェーズⅣ 1,685床(重症165床)
 ※移行要請時の8/10時点の病床数



埼玉県での運用

8月16日から、医療機関において薬剤の在庫を配置し、抗体カクテル療法適用者に適時の投与を開始し現在83の医療機関で治療を実施。合わせて、9月14日から宿泊療養施設の一つを「臨時の医療施設」として、病床に負担をかけずに抗体カクテル療法適用者に適時の投与を実施。

実施状況（9/24現在）

<医療機関での投与>

外来での投与	外来で投与⇒入院（1泊2日）	入院患者に投与	計
49件	158件	154件	361件

観察結果

副作用なし	発熱（翌日解熱）	その他
274件 (76%)	79件 (22%)	8件 (2%)

<宿泊療養施設での投与>

33件投与し、24時間経過観察の結果副作用は0件。

保健所における積極的疫学調査について

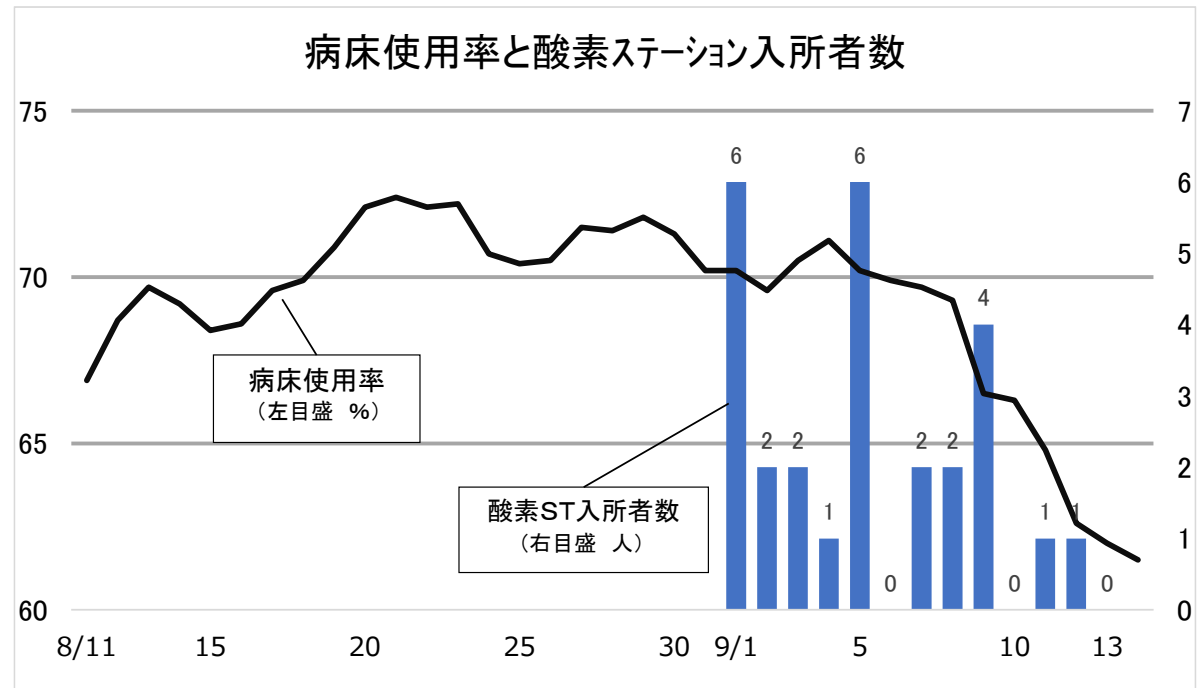
急速な感染拡大により、8月6日より一部重点化し調査内容を制限してきた保健所における積極的疫学調査について、9月27日から感染状況に応じて調査内容の制限を解除。

初動調査 (入院要否の確認)	前向き調査（発症2日前からの濃厚接触者への対応）	後ろ向き調査 (感染源調査)
○	×	×
○	○	○ 一週間さかのぼり

運用状況

- 令和3年9月1日
南部酸素ステーションを上尾市内に開設
これまでの入所者数は27人
- 9月12日までは複数の入所があったが、
9月13日以降、0人となっている
- 病床使用率が65%を下回って以降は
入所者は激減又は皆無

病床使用率と酸素ステーション入所者数



体制の再構築

新型コロナウイルスの感染拡大が沈静化し、療養者数も大きく減少傾向が続く状況を踏まえ、酸素ステーションの体制を再構築し、効果的、効率的に運用していく。

- 南部酸素ステーションは、セーフティネットとして当面の間、運用を継続する。
- 2か所目の酸素ステーションは準備を整え、9月末に西部地域で運用開始を予定していたが、延期する。
- 今後の開設・休止等については、感染拡大・縮小の局面及び病床使用率に応じて判断していく。

SNSを活用した動画広告の実施と、その動画から誘導する**特設サイト(9月24日開設)**での効果的な情報発信により、若者に対して正しい情報発信を行う

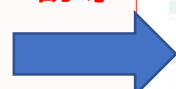
SNS広報

インストリーム広告※による
若者の誘導



インストリーム広告動画

誘導



特設サイト



特設サイトの主なコンテンツ

- テキストコンテンツ
- 図表やグラフなどのデータ集
- Q&A
- 現場インタビューや対談動画

【骨組みとなるコンテンツ】

- コロナにかかると大変
- 自己責任じゃすまない
- 後遺症の怖さ
- ワクチンの有効性
- 副反応の実態



ECMOの使用動画や、現場の医師へのインタビュー、若者と著名人との座談会など、正しくリアルに訴えかける動画を掲載



Instagram



- ・連作の短編動画を配信
- ・若者のリアルな思いや意見を会話劇にして発信



Twitter ※予定



Facebook